

「人權侵害救濟法」(仮称) 法案要綱・試案

部落解放・人權政策確立要求中央実行委員会

目次

- ・ 発刊にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 「人権侵害救済法」(仮称) 法案要綱・試案の主なポイント・・・ 3
- ・ 「人権侵害救済法」(仮称) 法案要綱・試案・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・ 「人権侵害救済法」(仮称) 法案要綱・試案
(人権擁護法案要綱との対照表)・・・・・・・・・・・・・ 17

資料

- 資料 1 「同対審答申」の規制・救済に関する提言・・・・・・・・・・・・・ 27
- 資料 2 部落解放基本法案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 資料 3 地方人権委員会に関する論点のまとめ・・・・・・・・・・・・・ 31
- 資料 4 人権擁護法案修正検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 資料 5 国内独立人権機関のあり方について(野党 3 党合意文書)・・・・・・・・・・・・・ 37
- 資料 6 漆原議員より中野議員に提示された野党修正案要綱への与党修正メモ・38
- 資料 7 『人権侵害救済に関する法律』の早期制定への申し入れ(要請)・・・・・・・・・・・・・ 39
- 資料 8 国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則(パリ原則)・・・・・・・・・・・・・ 41
- 資料 9 日本における国内人権機関の設置または差別禁止法の制定に関する、
国連人権条約機関による最終所見・コメントの抜粋・・・・・・・・・・・・・ 44
- 資料 10 日本における国内人権委員会の設置に関して・・・・・・・・・・・・・ 46

発刊にあたって

1985年5月、部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会が、部落解放基本法案を発表し、その制定を求めた運動を本格的に開始しました。

部落解放基本法案は、①それまでの「特別措置法」に基づく取り組みの総括、②内閣同和对策審議会答申の基本精神、③人種差別撤廃条約に代表される差別撤廃を求めた国際潮流、を踏まえたものでした。

部落解放基本法案には、①部落問題解決の重要性を明らかにした「宣言法的部分」、②劣悪な実態を改善するため総合的・計画的に事業を実施することの必要性を定めた「事業法的部分」、③差別観念を払拭するため教育・啓発を推進していくことの必要性を盛り込んだ「教育・啓発法的部分」、④悪質な差別行為を規制し、被害者を効果的に救済することを盛り込んだ「規制・救済法部分」、⑤国や自治体の中で推進体制を整備するとともに、当事者の参画を得た審議会を設置することを求めた「組織法的部分」、の5つの構成部分から構成されていました。

その後、1996年12月、人権擁護施策推進法が制定され、人権教育・啓発の推進と人権侵害の救済が国の責務であることが明確にされました。また、これらの方策の今後のあり方を審議するため人権擁護推進審議会が設置されることとなりました。翌1997年5月、同審議会が発足し、1999年7月、人権教育・啓発のあり方に関する答申が出されました。この中では、行財政的措置の必要性の指摘にとどまっていたが、法的措置を求めた世論が盛り上がり、2000年11月、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（「人権教育・啓発推進法」）が制定されました。この法律は、部落解放基本法案に盛り込まれていた「教育・啓発法的部分」が具体化されたものです。

ついで、2001年5月に同審議会から人権救済制度のあり方についての答申が出され、日本においても新しく人権委員会を設置することの必要性が指摘されました。また、同年11月に人権擁護委員制度の改革についての答申が出されました。これらの答申を受けて、2002年3月、人権擁護法案が閣議決定され国会に上程されましたが、この法案は、部落解放基本法案に盛り込まれていた「規制・救済法的部分」を具体的に実現するという意義を持っていました。

しかしながら、この法案は、①人権の定義が欠落している、②新たに設置される人権委員会が法務省の影響下におかれていて独立性が確保されていない、③中央のみに人権委員会の設置が構想されているため実効性にかける、④人権委員の人数がわずか5名で委員の多様性が確保されない、⑤メディア規制が盛り込まれていて取材や報道の自由を脅かす恐れが強い、⑥形骸化している人権擁護委員制度を少しばかりの手直しで継続しようとしている、⑦人権委員会が取り扱う事案から厚生労働省や国土交通省が管轄する分野での人権侵害を除外している、⑧人権委員会による政府に対する提言機能が重要視されていない等、さまざまな問題点をはらんだもの

でした。

この法案の、上記の問題点は、1993年の国連総会で採択された国内人権機関の設置に関する原則（「パリ原則」）や日本が締結した国際人権規約や人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約や子どもの権利条約に基づいて設置された委員会によって採択された日本政府に対する勧告にも違反するものでした。

このため、部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会はもとより、国の内外の各方面から批判が寄せられ、法案の抜本修正が強く求められるところとなり、与野党間においても法案修正に向けた協議が重ねられました。

2003年10月、衆議院の解散に伴い人権擁護法案は自動的に廃案となりました。

しかしながら、日本国内における部落差別をはじめとする深刻な人権状況を直視したとき、内閣同和対策審議会答申、人権擁護推進審議会答申、国内人権機関の設置に関するパリ原則、国連の各種人権関係条約に基づく委員会から出された一連の勧告、2002年3月の人権擁護法案の提出以降、与野党協議の中で積み上げられてきた議論等を踏まえ、早急に人権侵害の救済に役立つ法律の制定が求められています。

このため、部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会として、あるべき人権侵害救済法の要綱試案を取りまとめました。今後、この試案を基に各方面で活発にご議論を頂きたいと思います。特に立法府である国会において、よりよいものに仕上げていただき、一日も早い法制定を達成したいと願っています。

末筆になりましたが、この試案をまとめるに際し、ご尽力いただきました関係者の皆様に、衷心より御礼申し上げます。

2004年2月24日

部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会
会長 宮崎 奕保

人権侵害救済法（仮称）法案要綱の主なポイント
（旧要綱の改正点）

○総論

【パリ原則を踏まえた人権擁護法案要綱の抜本修正】

- ・ 昨年 10 月の衆議院解散にともない廃案となった人権擁護法案については、各界各層からその内容が独立性や実効性の面から不十分であるなどの問題提起がされてきた。
- ・ このことを踏まえ、真に独立性・実効性・専門性を備えた人権救済機関・救済制度の確立を図るため、以下の観点から旧法案要綱を抜本的に改正する。

【独立性・実効性ある人権委員会の設置】

- ・ パリ原則及び人権擁護推進審議会答申を踏まえた独立性・実効性のある人権救済機関は政府機関からの独立性を確保する必要がある。また、委員会の独立性・実効性を高めるため、委員や事務局職員の多様性・多元性に配慮する必要がある。

【地域で迅速に対応できる都道府県人権委員会の設置】

- ・ 地域で日々生じる人権侵害の被害救済が迅速かつ効果的に実施されるよう、実効性を確保するために、都道府県ごとに人権委員会を設置する必要がある。また、委員会の独立性・実効性を高めるため、委員や事務局職員の多様性・多元性に配慮する必要がある。

【人権擁護委員制度の抜本修正】

- ・ 人権擁護委員の存在が周知されておらず、人権相談等が十分利用されているとは言い難いといった問題もある現行の人権擁護委員制度を改正し、国や都道府県に設置される人権委員会と十分連携を取りながら、地域での効果的な人権救済活動等ができる人権相談員制度の整備が必要である。

【人権救済手続の実効性の確保】

- ・ 救済申し立て者の拡大、人権救済機関の人権委員会への一元化、メディアの取材・報道の除外など、人権委員会の実効性ある救済制度を確立する必要がある。

○各論

1 総則関係

【法律の目的】

- ・ パリ原則及び人権擁護推進審議会答申を踏まえた独立性・実効性のある国内人権機構・人権救済手続の整備を図る本法の趣旨を明確にした。

【定義】

- ・ 人権委員会による人権救済の実効性をより具体的に担保するには、人権委員会の人権侵害の判断基準を明確にするため、「人権」及び「人権侵害」の定義を明確にした。
- ・ 差別における不当の判断基準が示されていなかったことから、「不当な差別」の定義を明確にした。
- ・ 不当な差別の中で「人種等」を「人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向」に限定せず、国内の様々な人権問題に対応するため、その他の事項も含めた。また、「性的指向」の内容が示されていないことから、その定義を明らかにした。

【人権侵害の禁止】

- ・ 就職差別の禁止を実効性のあるものとするため、差別を目的とした、あるいは差別に利用されるおそれの強い身元調査を差別助長行為の一つに位置づけるとともに、その行為の禁止を明確にした。

【地方公共団体の責務】

- ・ 人権救済をはじめとする人権擁護施策の推進が、国、地方公共団体双方の責務であることを明確にした。

2 人権委員会関係

【設置】

- ・ すべての人権侵害に係る救済、人権教育機能や人権施策の推進に必要な様々な事項に関する提言機能を人権委員会が担うには、特定省庁の外局ではなく、総合調整機能を発揮する内閣府の下に設置することとした。

〔なお、平成15年7月に設置された「食品安全委員会」は、国民の健康保護を図るため、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して内閣府の外局として設置されている。〕

【所掌事務】

- ・ パリ原則を踏まえ、人権救済をはじめ、人権教育・啓発、政策提言などの人権委員会の所掌事務を明確にした。

【委員会・事務局の構成等】

- ・ 委員会の意思決定に多くの意見を反映させ、人権委員会の実効性を高めるため、委員の定数を増やすとともに、非常勤委員を半数以下に抑えることとした。
- ・ 委員会の委員及び事務局職員は、様々な人権問題に対応できるよう、当事者団体やNPOのメンバーなど人権に関する活動経験を有する者を登用するとともに、ジェンダーバランスにも配慮することを明確にした。

【管轄】

- ・ 中央と地方にそれぞれ人権委員会が設置されることから、中央と地方の役割分担を明確にした。

【提言機能】

- ・ 人権問題には個別の人権侵害事件の救済のみならず、行政や立法による対応を必要とするものが少なくないことから、人権施策の推進にあたり様々な事項に関して提言できることとした。
- ・ 人権委員会の提言機能を実効的なものとするため、その内容や対応状況などを公表することとした。

3 都道府県人権委員会関係

【設置】

- ・ 人権問題は地域と密接に関連して生じる場合が多く、迅速な対応を図るには、全都道府県に中央と同じ権限・機能を有する都道府県人権委員会を設置することとした。

【組織等】

- ・ 都道府県人権委員会の委員定数については、全国一律ではなく、人口規模などを勘案し、地域の実情に応じた人数とすることとした。
- ・ 都道府県人権委員会の委員及び事務局職員については、様々な人権問題に対応できるよう、当事者団体やNPOのメンバーなど人権に関する活動経験を有する者を登用するとともに、ジェンダーバランスにも配慮することを明確にした。

【提言機能】

- ・ 都道府県人権委員会の提言機能については、中央の人権委員会に相応するものとするが、条約の批准などは対象外としている。

4 人権相談員関係

【設置】

- ・ 人権委員会の効果的な活動を支援するため、現行の人権擁護委員制度は、人権侵害を受けた当事者から信頼されていないなど人権侵害を受けた被害者の救済が実効的に機能しているとは言い難いことから、そのあり方を抜本的に改め、人権相談員制度を創設することとした。

【委嘱】

- ・ 人権相談員の委嘱にあたっては、様々な人権問題に対応できるよう、当事者団体やNPOのメンバーなど人権に関する活動経験を有する者を登用するとともに、ジェンダーバランスにも配慮することを明確にした。

【研修】

- ・ 人権相談員制度の活発化と実効性の確保を図るため、一定の研修を受講した者を人権相談、人権救済、人権啓発の専門職として有給で従事させることとした。

5 人権救済手続関係

【救済手続の開始】

- ・ 人権救済の実効性を図るため、救済の申立ては本人だけでなく、その代理人や被害の発生を予見した何人からもできることとした。
- ・ 差別の実態を踏まえ、被害者救済の実を上げるには申立てに相当期間必要であると考えられるので、申立期間を長めに設定することとした。

【不利益取扱いの禁止】

- ・ 人権救済の申し出を行った者に対し報復的に不利益取扱いを行えば、それ自体が差別行為にあたることを明確にし、人権委員会の救済手続の対象とすることとした。

【公権力による人権侵害に対する救済措置】

- ・ 人権委員会の実効性を確保するため、公権力による人権侵害に関して、人権委員会による調査や調停などの救済措置の対象となった行政機関は、その措置に応じる義務があることを明確にした。

【労働関係及び船員労働関係特別人権侵害の取扱】

- ・ 労働関係及び船員労働関係の人権侵害についても、人権委員会の管轄とし、人権救済の実効性を確保することとした。

【報道機関等による特別人権侵害の取扱】

- ・ メディアによる人権侵害はメディア側の自主的な救済に委ねるべきなので、人権委員会による特別救済手続の対象から除外することとした。

6 その他

【関係行政機関等との連携】

- ・ 人権委員会が独立性、実効性を確保し、信頼性を高めるには、人権問題に関係のある様々な団体と密接に連携していかなければならない。

【広報】

- ・ 新たに創設する人権救済制度を真に実効的な制度とするには、広く市民に周知することが必要であるため、国及び地方公共団体による本法の広報・周知義務を明確にした。

人権侵害救済法（仮称）法案要綱

第一 総則

一 法律の目的

人権救済及び人権教育・人権啓発に関する措置を講ずるとともに、人権施策の推進に関する必要な事項を提言することにより、人権擁護に関する施策を総合的に推進し、もって、人権尊重社会の実現に寄与することを目的とするものとする（第一条関係）。

二 定義

- 1 この法律において「人権」とは、日本国憲法及び日本が批准し又は加入した人権に関する条約に規定される権利とする（第二条第〇項関係）。
- 2 この法律において「人権侵害」とは、不当な差別、虐待、その他の人権を侵害する行為とする（第二条第一項関係）。
- 3 この法律において「不当な差別」とは、人種等に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、平等な立場での人権を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有する行為とする（第二条第〇項関係）。
- 4 この法律において「人種等」とは、人種、民族的若しくは国民的出身、皮膚の色、国籍、性別、言語、信条、社会的身分、門地、出生、婚姻上の地位、家族構成、障害、疾病、性的指向、性的自己認識又は病原体の保持とする（第二条第五項関係）。
- 5 この法律において「社会的身分」とは、出生により決定される社会的な地位とする（第二条第二項関係）。
- 6 この法律において「障害」とは、長期にわたり日常生活又は社会生活が相当な制限を受ける程度の身体障害、知的障害又は精神障害とする（第二条第三項関係）。
- 7 この法律において「疾病」とは、その発症により長期にわたり日常生活又は社会生活が相当な制限を受ける状態となる感染症その他の疾患とする（第二条第四項関係）。
- 8 この法律において「性的指向」とは、異性愛、同性愛、両性愛又は無性愛等の区別とする（第二条第〇項関係）。

三 人権侵害等の禁止

- 1 何人も、他人に対し、次に掲げる行為その他の人権侵害をしてはならないものとする（第三条第一項関係）。
 - (一) 次に掲げる不当な差別的取扱い
 - (1) 公務員としての立場において人種等を理由としてする不当な差別的取扱い
 - (2) 業として対価を得て商品、施設、役務等を提供する者としての立場において人種等を理由としてする不当な差別的取扱い
 - (3) 事業主としての立場において労働者の採用又は労働条件その他労働関係に関する事項について人種等を理由としてする不当な差別的取扱い
 - (二) 次に掲げる不当な差別的言動等

- (1) 人種等の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動
 - (2) 職務上の地位を利用して相手方の意に反してする性的な言動
 - (3) 相手方に対して優越的な立場においてする虐待
- 2 何人も、次に掲げる差別助長行為等をしてはならないものとする（第三条第二項関係）。
- (一) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として1（一）の不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示等の方法で公然と摘示する行為
 - (二) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として1（一）の不当な差別的取扱いをする意思を広告、掲示等の方法で公然と表示する行為
 - (三) 特定の者に対し、人種等の属性を理由として1（一）に規定する不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、その者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を業として対価を得て収集する行為

四 国の責務

国は、基本的人権の享受と法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、関係機関と連携し、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有するものとする（第四条関係）。

五 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国及び関係行政機関との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有するものとする（第〇条関係）。

第二 人権委員会（中央）

一 設置

国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、内閣府の外局として、第一の一の目的を達成することを任務とする人権委員会を設置するものとする（第五条関係）。

二 所掌事務

人権委員会は、人権救済のほか人権擁護に関する普及啓発や人権教育並びに人権施策の推進に係わる必要な事項に関する提言等の事務をつかさどるものとする（第六条関係）。

三 職権行使の独立性

人権委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする（第七条関係）。

四 組織

人権委員会は、委員長及び委員六人をもって組織し、委員のうち半数以上は、常勤とするものとする（第八条関係）。

五 委員長及び委員の任命等

- 1 委員長及び委員は、人格が高潔であって、人権に関して高い見識又は豊かな経験

を有する者その他法律又は社会に関する学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする（第九条第一項関係）。

2 1の任命に当たっては、委員長及び委員のうち、男女のいずれか一方の数が三名未満とならないよう努めるとともに、委員会の独立性及び社会の多元的構成が確保されるよう配慮するものとする（第九条第二項関係）。

3 委員長及び委員の任期は三年とするものとする（第十条関係）。

4 委員長及び委員は、心身の故障のため職務の執行ができない等の法定の事由に該当する場合を除き、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする（第十一条及び第十二条関係）。

六 事務局（第十五条関係）

1 人権委員会に事務局を置き、事務局の職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならないものとする（第十五条関係）。

2 事務局の職員の任用にあたっては、男女比など社会の多元的構成に配慮し、人権に関して高い見識又は豊かな経験を有する民間団体の職員又は構成員等を採用するよう努めるものとする。（第十五条関係）

七 管轄

人権委員会は、次に掲げる人権侵害を管轄するものとする。（第〇条第〇項関係）

1 国の職員又は国の行政機関において公務に従事する者としての立場においてなされる人権侵害。

2 二以上の都道府県にわたる人権侵害（ただし、近隣都道府県で生じたもののうち特定のものを除く）。

3 全国的に重大な人権侵害。

八 国会に対する報告等

人権委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し、所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表するものとする（第十九条関係）。

九 内閣総理大臣等又は国会に対する意見の提出

1 人権委員会は、内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長又は国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な次に掲げる事項に関し、意見を提出することができるものとする（第二十条関係）。

(一) 人権教育・啓発に係る施策のあり方

(二) 人権に係る法令の制定又は改廃

(三) 人権に係る行政上の取扱いの変更

(四) 人権諸条約の批准又はこれへの加入

(五) 国際連合等の国際機関及び諸外国の人権機関との協力

(六) 人権諸条約上提出が義務づけられている政府報告書の作成等

2 人権委員会から意見の提出を受けた内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長は又は国会は、誠実にこれに対応し、その措置状況を意見提出を受けた日から60日以内に人権委員会に報告するとともに、その内容を公表するものとする。（第二十条関係）

第三 都道府県人権委員会

一 設置

都道府県知事の所轄の下に、都道府県人権委員会を設置するものとする（第〇条関係）

二 所掌事務

都道府県人権委員会は、人権救済、人権相談のほか人権擁護に関する普及啓発や人権教育並びに人権施策の推進に係わる必要な事項に関する提言、人権相談員の設置等の事務をつかさどるものとする（第〇条関係）。

三 職権行使の独立性

都道府県人権委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする（第〇条関係）。

四 組織

都道府県人権委員会は、委員長及び委員〇人以上〇人以内をもって組織し、委員のうち〇人以上は、常勤とするものとする（第〇条関係）。

五 委員長及び委員の任命等

1 委員長及び委員は、人格が高潔であって、人権に関して高い見識又は豊かな経験を有する者その他法律又は社会に関する学識経験のある者のうちから、都道府県議会の同意を得て、都道府県知事が任命するものとする（第〇条第〇項関係）。

2 1の任命に当たっては、委員長及び委員のうち、男女のいずれか一方の数が〇名未満とならないよう努めるとともに、委員会の独立性及び社会の多元的構成が確保されるよう配慮するものとする（第〇条第〇項関係）。

3 委員長及び委員の任期は三年とするものとする（第〇条関係）。

4 委員長及び委員は、心身の故障のため職務の執行ができない等の法定の事由に該当する場合を除き、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする（第〇条及び第〇条関係）。

六 事務局

1 都道府県人権委員会に事務局を置き、事務局の職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならないものとする（第〇条第〇項関係）。

2 事務局の職員の任用にあたっては、男女比など社会の多元的構成に配慮し、人権に関して高い見識又は豊かな経験を有する民間団体の職員又は構成員等を採用するよう努めるものとする（第〇条第〇項関係）。

七 管轄

都道府県人権委員会は、第二の七以外の人権侵害を管轄するものとする（ただし、第二の七2については、当該都道府県人権委員会が協議のうえ、取り扱う委員会を決めるものとする）。（第〇条第〇項関係）

八 移送

都道府県人権委員会は、人権侵害事案が当該委員会の管轄に属しないときは、管轄権を有する委員会に移送するものとする。（第〇条関係）

九 都道府県知事又は都道府県議会に対する意見の提出

都道府県人権委員会は、都道府県知事又は都道府県議会に対し、この法律の目的を

達成するために必要な次に掲げる事項に関し、意見を提出することができるものとする（第〇条関係）。

- (一) 人権教育・啓発に係る施策のあり方
- (二) 人権に係る条例の制定又は改廃
- (三) 人権に係る行政上の取扱いの変更等

2 都道府県人権委員会から意見の提出を受けた都道府県知事又は都道府県議会は、誠実にこれに対応し、その措置状況を意見提出を受けた日から60日以内に都道府県人権委員会に報告するとともに、その内容を公表するものとする（第〇条関係）。

第四 人権相談員

一 設置

地域社会における人権相談に応じるとともに、人権意識の高揚及び人権擁護の推進を図るため、都道府県人権委員会に人権相談員を置くものとする（第二十一条関係）。

二 委嘱

- 1 人権相談員は、都道府県人権委員会が、市町村長（特別区の区長を含む）が推薦した者のうちから委嘱するものとする（第二十二条第一項及び第二項関係）。
- 2 市町村長は、都道府県人権委員会に対し、当該市町村の住民で、人権に精通している者、弁護士会その他人権団体の構成員のうちから、男女比など社会の多元的構成に配慮しつつ、当該市町村の議会の意見を聴いて、中学校区毎に人権相談員の候補者を推薦するものとする（第二十二条第三項関係）。
- 3 都道府県人権委員会は、市町村長等の意見を聴いて、市町村長が推薦した者以外の適任者に人権相談員を委嘱することができるものとする（第二十三条関係）。

三 任期等

- 1 人権相談員の任期は三年とし、人権相談員は常勤とするものとする（第二十五条関係）。
- 2 人権相談員は給与及び職務を行うために要する費用の弁償を受けることができるものとする（第二十六条関係）。

四 職務

人権相談員は、人権啓発、人権相談、人権侵害に関する情報収集等の職務のほか、都道府県人権委員会の委任により、人権侵害に関する一般調査（第五の二1）及び一般救済（第五の二2）の職務を行うものとする（第二十八条関係）。

五 監督

人権相談員は、その職務に関して、都道府県人権委員会の指揮監督を受けるものとする（第三十条関係）。

六 研修

人権相談員は、その職責を自覚し、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得を行うものとする。（第〇条関係）

七 協議会、連合会及び全国連合会

人権相談員は、人権相談員協議会を組織し、人権相談員協議会は、都道府県ごとに都道府県人権相談員連合会を組織し、全国の都道府県人権相談員連合会は、全国人権

相談員連合会を組織し、それぞれ、人権相談員の職務に関する所要の事務等を行うことを任務とするものとする（第三十二条から第三十五条まで関係）。

第五 人権救済手続

一 総則

1 人権侵害に関する相談

人権委員会（第五、六、七において、人権委員会及び都道府県人権委員会を人権委員会という。）は、人権侵害に関する各般の問題について、相談に応ずるものとする（第三十七条関係）。

2 救済手続の開始

（一） 何人も、人権侵害による被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、人権委員会に対し、人権救済の申出をすることができるものとする（第三十八条第一項関係）。

（二） 人権侵害に係る被害を受けた者又は被害を受けるおそれがある者が、自ら（一）の申出を行うことができないときは、本人に代わってその代理人が申出をすることができるものとする（第三十八条第○項関係）。

（三） 何人も、人権侵害による被害又は被害の発生を予見したときは、人権委員会に対し、人権救済の申出をすることができるものとする（第三十八条第○項関係）。

（四） 人権委員会は、人権救済の申出があれば、性質上関与するのが適当でない事件又は行為の日から三年を経過した事件を除き、遅滞なく必要な調査をし、適当な措置を講じなければならないものとする（第三十八条第二項関係）。

（五） 人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、職権で、必要な調査をし、適当な措置を講ずることができるものとする（第三十八条第三項関係）。

3 不利益取扱いの禁止

何人も、人権救済の申出等をした者に対し、そのことを理由として、不当な取扱いをしてはならないものとし、その行為も人権委員会の救済の対象となる人権侵害行為とする（第○条関係）。

4 公権力による人権侵害に対する救済措置

行政機関は、公権力による人権侵害に関しては、正当な理由がないかぎり、人権委員会が講ずる措置に応じなければならないものとする。（第○条関係）

二 一般救済手続

1 一般調査

人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防に関する職務を行うため必要があると認めるときは、必要な調査をすることができ、関係行政機関に対しては、必要な協力を求めることができるものとする（第三十九条関係）。

2 一般救済

人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる措置等を講ずることができるものとする（第四十一条関係）。

- (一) 被害者等に対する助言、関係行政機関等への紹介、法律扶助に関するあっせんその他の援助
- (二) 加害者等に対する説示、啓発その他の指導
- (三) 被害者等と加害者等との関係の調整

三 特別救済手続

1 通則

- (一) 不当な差別、虐待等に対する救済措置
人権委員会は、次に掲げる人権侵害については、一般救済（二 2）のほか、2 から 4 まで（調停及び仲裁、勧告及びその公表並びに訴訟援助）の措置を講ずることができるものとする（第四十二条関係）。
 - (1) 第一の三 1（一）の不当な差別的取扱い
 - (2) 第一の三 1（二）の不当な差別的言動等であって、相手方を畏怖させ、困惑させ、又は著しく不快にさせるもの
 - (3) 次に掲げる虐待（①人の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること、②人にその意に反してわいせつな行為をすること又は人をしてその意に反してわいせつな行為をさせること、③人の生命又は身体を保護する責任を負う場合において、その保護を著しく怠り、その生命又は身体の安全を害すること又は④人に著しい心理的外傷を与える言動をすることをいう。）
 - ア 公権力の行使に当たる公務員による虐待
 - イ 社会福祉施設、医療施設等を管理する者又はその職員等による虐待
 - ウ 学校等を管理する者又はその職員等による虐待
 - エ 児童に対する虐待
 - オ 配偶者に対する虐待
 - カ 同居の高齢者・障害者等に対する虐待
- (4) (1) から (3) までの人権侵害に準ずる人権侵害であって、その被害者の置かれている状況等にかんがみ、当該被害者が自らその排除又は被害の回復のための適切な措置を執ることが困難であると認められるもの
- (二) 差別助長行為等に対する救済措置
人権委員会は、差別助長行為等（第一の三 1、2（一）（二））であってこれを放置すれば不当な差別的取扱いが行われるおそれが明らかなもの、あるいは差別助長行為等（第一の三 2（三））であってこれを放置すれば当該不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発するおそれが明らかなものについては、一般救済（二 2）のほか、5 の停止の勧告等又は差止請求訴訟の措置を講ずることができるものとする（第四十三条関係）。
- (三) 特別調査
人権委員会は、(一) の (1) から (3) までの人権侵害（不当な差別的取扱い、不当な差別的言動等又は虐待。）又は (二) の差別助長行為等について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができるものとする（第四十四条関係）。

- (1) 事件の関係者に対する出頭要求・質問
- (2) 当該人権侵害等に関係のある文書その他の物件の提出要求
- (3) 当該人権侵害等が現に行われ、又は行われた疑いがあると認める場所の立入検査

2 調停及び仲裁

人権委員会は、次のとおり、特別人権侵害に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、調停委員会又は仲裁委員会を設けて、これに調停又は仲裁を行わせるものとする（第四十五条関係）。

(一) 調停又は仲裁の開始

特別人権侵害による被害について、当事者の一方又は双方は、人権委員会に対し、調停又は仲裁の申請をすることができ、人権委員会は、相当と認めるときは、職権で、特別人権侵害に係る事件を調停に付することもできるものとする（第四十六条及び第四十七条関係）。

(二) 人権調整委員

- (1) 人権委員会に、その行う調停及び仲裁に参加させるため、人権調整委員を置き、人権調整委員は、人権委員会が任命するものとする（第四十八条第一項及び第二項関係）。
- (2) 人権調整委員の任期は三年とし、人権調整委員は非常勤とするものとする（第四十八条第三項及び第五項関係）。

(三) 調停委員会及び仲裁委員会

- (1) 調停及び仲裁は、人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員のうちから、事件ごとに、人権委員会の委員長が指名する三人の委員で組織する調停委員会及び仲裁委員会で行うものとする（第五十条第一項及び第五十七条第一項関係）。
- (2) 調停委員及び仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士となる資格を有する者でなければならないものとする（第五十条第二項及び第五十七条第二項関係）。

(四) 調停委員会による意見聴取

調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができるものとする（第五十一条関係）。

3 勧告及びその公表

(一) 勧告

人権委員会は、特別人権侵害が現に行われ、又は現に行われたと認める場合において、当該特別人権侵害による被害の救済又は予防のため必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、理由を付して、当該行為の停止等その他被害の救済又は予防に必要な措置を執るべきことを勧告することができるものとする（第六十条関係）。

(二) 勧告の公表

人権委員会は、(一)の勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができるも

のとする（第六十一条関係）。

4 訴訟援助

(一) 資料の閲覧及び謄抄本の交付

人権委員会は、3（一）の勧告をした場合において、特別人権侵害の被害者若しくはその法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、当該被害者の権利の行使のため必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であって、関係者の権利利益その他の事情を考慮して相当と認めるときは、人権委員会が保有する当該特別人権侵害に関する資料を当該申出をした者に閲覧させ、又はその謄抄本を交付することができるものとする（第六十二条関係）。

(二) 人権委員会の訴訟参加

人権委員会は、3（一）による勧告がされた場合において、当該勧告に係る人権侵害の内容、性質その他の事情にかんがみ必要があると認めるときは、当該人権侵害に関する請求に係る訴訟に参加することができるものとする（第六十三条関係）。

5 差別助長行為等の差止め等

(一) 差別助長行為等の停止の勧告等

人権委員会は、1（二）の差別助長行為等が現に行われ、又は行われたと認めるときは、当該行為をした者に対し、理由を付して、当該行為の停止等を勧告することができるものとする（第六十四条関係）。

(二) 差別助長行為等の差止請求訴訟

人権委員会は、1（二）の差別助長行為等をした者に対し、（一）による勧告をしたにもかかわらず、その者がこれに従わない場合において、当該不当な差別的取扱いを防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止等を請求する訴訟を提起することができるものとする（第六十五条関係）。

第六 補則

1 人権相互の関係に対する配慮

この法律の適用に当たっては、救済の対象となる者の人権と他の者の人権との関係に十分に配慮しなければならないものとする（第八十二条関係）。

2 関係行政機関等との連携

人権委員会は、この法律の運用に当たっては、人権問題に関係のある公私の団体と協議の場を設けるなど密接な連携を図ることとする（第八十三条第○項関係）。

3 規則制定権

人権委員会は、その内部規律、人権救済手続その他所掌事務に関し必要な事項について人権委員会規則を定めることができるものとする（第八十五条関係）。

4 広報

国及び地方公共団体は、適切な広報措置を通じて、この法律の周知を図るものとする。（第○条関係）

第七 罰則

罰則として、次のものを設けるものとする。

- 1 人権委員会の委員長又は委員が守秘義務に違反して秘密を漏らした場合の刑罰（第八十七条関係）
- 2 正当な理由なく、特別調査に係る処分に違反した者及び調停委員会の出頭の求めに応じなかった者に対する過料の制裁（第八十八条関係）

第八 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの範囲内において政令で定める日から施行するものとする（附則第一条関係）。

- 2 人権擁護委員法の廃止等及び同法の廃止に伴う所要の整備（附則第二条及び第五条関係）
- 3 人権委員会の委員長及び委員の任命に関する経過措置（附則第三条関係）
- 4 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正
人権委員会の委員長及び委員の給与に関する所要の改正（附則第四条関係）
- 5 国家行政組織法の一部改正
人権委員会の設置に伴う所要の改正（附則第六条関係）
- 6 法務省設置法の一部改正
人権委員会の設置等に伴う所要の改正（附則第七条関係）
- 7 内閣府設置法の一部改正
人権委員会の設置に伴う所要の改正（附則第〇条関係）
- 8 地方自治法の一部改正
都道府県人権委員会設置に伴う所要の改正（附則第〇条関係）
- 9 労働関係法の一部改正
人権委員会に労働関係の人権侵害に係る救済権限付与に伴う所要の改正（附則第〇条関係）

人権侵害救済法（仮称）法案要綱・草案（人権擁護法案要綱との対照表）

「人権擁護法案」要綱	人権擁護法案の修正点	「人権侵害救済法（仮称）」法案要綱
<p>第一 総則 法律の目的 人権救済及び人権啓発に関する措置を講ずることにより、人権擁護に総合的に推進し、もって、人権尊重社会の実現に寄与することを目的とする（第一条関係）。</p> <p>第二 定義 1 この法律において「人権」とは、日本国憲法及び日本が批准し又は加入した人権に関する条約に規定される権利とする（第二条第○項関係）。 2 この法律において「人権侵害」とは、不当な差別、虐待、その他の人権を侵害する行為とする（第二条第一項関係）。 3 この法律において「不当な差別」とは、人種等に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、平等な立場での人権を認識し、享有し又は行使すること、を妨げ又は害する目的又は効果を有する行為とする（第二条第○項関係）。 4 この法律において「人種等」とは、人種、民族的若しくは国民的出身、皮膚の色、国籍、性別、言語、信条、社会的身分、門地、出生、婚姻上の地位、家族構成、障害、疾病、性的指向、性的自己認識又は病原体の保持とする（第二条第五項関係）。 5 この法律において「社会的身分」とは、出生により決定される社会的な地位とする（第二条第二項関係）。 6 この法律において「障害」とは、長期にわたり日常生活又は社会生活が相当な制限を受ける程度の身体障害、知的障害又は精神障害とする（第二条第三項関係）。 7 この法律において「疾病」とは、その発症により長期にわたり日常生活又は社会生活が相当な制限を受ける状態となる感染症その他の疾患とする（第二条第四項関係）。 8 この法律において「性的指向」とは、異性愛、同性愛、両性愛又は無性愛等の区別とする（第二条第○項関係）。</p> <p>第三 人権侵害等の禁止 1 何人も、他人に対し、次に掲げる行為その他の人権侵害をしてはならないものとする（第三条第一項関係）。 (一) 次に掲げる不当な差別的取扱い (1) 公務員としての立場において人種等を理由としてする不当な差別的取扱い (2) 業として対価を得て商品、施設、役務等を提供する者としての立場において人種等を理由としてする不当な差別的取扱い (3) 事業主としての立場において労働者の採用又は労働条件その他の労働関係に関する事項について人種等を理由としてする不当な差別的取扱い (二) 次に掲げる不当な差別的言動等 (1) 人種等の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動 (2) 職務上の地位を利用して相手方の意に反してする性的な言動 (三) 相手方に対して優越的な立場においてする虐待 2 何人も、次に掲げる差別助長行為をしてはならないものとする（第三条第二項関係）。</p>	<p>人権原則を踏まえたと国内人権機関に付与される権限を明らかにし、法の目的を明確にする必要がある。</p> <p>○人権委員会の判断基準を明確にし、また人権の範囲が恣意的に矮小化されることを防ぐため、明確な「人権」、「人権侵害」の定義が必要である。</p> <p>○「不当な差別」の判断基準を明確にする必要がある。</p> <p>○すべての人権問題に対応するため、差別禁止事由を拡充し、明確にする必要がある。</p> <p>○「性的指向」の内容が明らかになつていないため、定義を明確にする必要がある。</p>	<p>第一 総則 法律の目的 人権救済及び人権啓発に関する措置を講ずることにより、人権擁護に総合的に推進し、もって、人権尊重社会の実現に寄与することを目的とする（第一条関係）。</p> <p>第二 定義 1 この法律において「人権」とは、日本国憲法及び日本が批准し又は加入した人権に関する条約に規定される権利とする（第二条第○項関係）。 2 この法律において「人権侵害」とは、不当な差別、虐待、その他の人権を侵害する行為とする（第二条第一項関係）。 3 この法律において「不当な差別」とは、人種等に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、平等な立場での人権を認識し、享有し又は行使すること、を妨げ又は害する目的又は効果を有する行為とする（第二条第○項関係）。 4 この法律において「人種等」とは、人種、民族的若しくは国民的出身、皮膚の色、国籍、性別、言語、信条、社会的身分、門地、出生、婚姻上の地位、家族構成、障害、疾病、性的指向、性的自己認識又は病原体の保持とする（第二条第五項関係）。 5 この法律において「社会的身分」とは、出生により決定される社会的な地位とする（第二条第二項関係）。 6 この法律において「障害」とは、長期にわたり日常生活又は社会生活が相当な制限を受ける程度の身体障害、知的障害又は精神障害とする（第二条第三項関係）。 7 この法律において「疾病」とは、その発症により長期にわたり日常生活又は社会生活が相当な制限を受ける状態となる感染症その他の疾患とする（第二条第四項関係）。 8 この法律において「性的指向」とは、異性愛、同性愛、両性愛又は無性愛等の区別とする（第二条第○項関係）。</p> <p>第三 人権侵害等の禁止 1 何人も、他人に対し、次に掲げる行為その他の人権侵害をしてはならないものとする（第三条第一項関係）。 (一) 次に掲げる不当な差別的取扱い (1) 公務員としての立場において人種等を理由としてする不当な差別的取扱い (2) 業として対価を得て商品、施設、役務等を提供する者としての立場において人種等を理由としてする不当な差別的取扱い (3) 事業主としての立場において労働者の採用又は労働条件その他の労働関係に関する事項について人種等を理由としてする不当な差別的取扱い (二) 次に掲げる不当な差別的言動等 (1) 人種等の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動 (2) 職務上の地位を利用して相手方の意に反してする性的な言動 (三) 相手方に対して優越的な立場においてする虐待 2 何人も、次に掲げる差別助長行為をしてはならないものとする（第三条第二項関係）。</p>

<p>(一) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として1(一)の不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示等の方法で公然と掲示する行為</p> <p>(二) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として1(一)の不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、その者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を業として対価を得て収集する行為</p> <p>(三) 特定の者に対し、人種等の属性を理由として1(一)に規定する不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、その者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を業として対価を得て収集する行為</p> <p>四 国の責務</p> <p>国は、基本的人権の享受と法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、関係機関と連携し、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有するものとする(第四条関係)。</p> <p>五 地方公共団体の責務</p> <p>地方公共団体は、国及び関係行政機関との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有するものとする(第〇条関係)。</p>	<p>〇差別的な身元調査の反社会性を明確にするため、差別行為の一つとして明確にする必要がある。</p> <p>〇地方公共団体の責務を明確にする必要がある。</p> <p>〇人権委員会の独立性を確保するため、総合調整機能を実施する内閣府の下に設置するべきである。(参考：15.7 内閣府に食品安全委員会を設置)</p> <p>〇人権委員会の人権教育機能及び政策提言機能を明確にする必要がある。</p> <p>〇独立性の確保や様々な意見を意思決定に反映させるために、委員を充てる必要がある。</p> <p>〇委員の選任にあたっては、当事者団体やNPOのメンバーな者と人権に関する活動経験有する者を積極的に登用する必要がある。</p> <p>〇地方レベルの実効性ある教育機関の設置が必要である。</p> <p>〇委員会の実効性を高めるため、</p>	<p>(一) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として1(一)の不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示等の方法で公然と掲示する行為</p> <p>(二) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として1(一)の不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、その者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を業として対価を得て収集する行為</p> <p>三 国の責務</p> <p>国は、人権擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有するものとする(第四条関係)。</p> <p>第二 人権委員会設置</p> <p>国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、法務省の外局として、第一の目的を達成することを任務とする人権委員会を設置するものとする(第五条関係)。</p> <p>二 所掌事務</p> <p>人権委員会は、人権教育、人権啓発等の事務をつかさどるものとする(第六条関係)。</p> <p>三 職権行使の独立性</p> <p>人権委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする(第七条関係)。</p> <p>四 組織</p> <p>人権委員会は、委員長及び委員四人をもって組織し、委員のうち三人は、非常勤とするものとする(第八条関係)。</p> <p>五 委員長及び委員の任命等</p> <p>委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする(第九条第一項関係)。</p> <p>1 1の任命に当たっては、委員長及び委員のうち、男女のいずれか一方の数が二名未満とならなければならないものとする(第九条第二項関係)。</p> <p>2 委員長及び委員の任期は三年とするものとする(第十条関係)。</p> <p>3 委員長及び委員は、心身の故障のため職務の執行ができない等の法定の事由に該当する場合を除き、在任中、その意に反して罷免されることのないものとする(第十一条及び第十二条関係)。</p> <p>六 事務局及び地方事務所等(第十五条及び第十六条関係)</p> <p>1 人権委員会に事務局を置き、事務局の職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならないものとする(第十五条関係)。</p> <p>2 事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置くものとし、人権委員会は、政令で定めるところにより、地方事務所の事務を地方法務局長に委任することができるものとする。(第十七条関係)</p>
<p>(一) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として1(一)の不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示等の方法で公然と掲示する行為</p> <p>(二) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として1(一)の不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、その者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を業として対価を得て収集する行為</p> <p>(三) 特定の者に対し、人種等の属性を理由として1(一)に規定する不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、その者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を業として対価を得て収集する行為</p> <p>四 国の責務</p> <p>国は、基本的人権の享受と法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、関係機関と連携し、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有するものとする(第四条関係)。</p> <p>五 地方公共団体の責務</p> <p>地方公共団体は、国及び関係行政機関との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有するものとする(第〇条関係)。</p>	<p>〇差別的な身元調査の反社会性を明確にするため、差別行為の一つとして明確にする必要がある。</p> <p>〇地方公共団体の責務を明確にする必要がある。</p> <p>〇人権委員会の独立性を確保するため、総合調整機能を実施する内閣府の下に設置するべきである。(参考：15.7 内閣府に食品安全委員会を設置)</p> <p>〇人権委員会の人権教育機能及び政策提言機能を明確にする必要がある。</p> <p>〇独立性の確保や様々な意見を意思決定に反映させるために、委員を充てる必要がある。</p> <p>〇委員の選任にあたっては、当事者団体やNPOのメンバーな者と人権に関する活動経験有する者を積極的に登用する必要がある。</p> <p>〇地方レベルの実効性ある教育機関の設置が必要である。</p> <p>〇委員会の実効性を高めるため、</p>	<p>(一) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として1(一)の不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示等の方法で公然と掲示する行為</p> <p>(二) 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として1(一)の不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、その者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を業として対価を得て収集する行為</p> <p>(三) 特定の者に対し、人種等の属性を理由として1(一)に規定する不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、その者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を業として対価を得て収集する行為</p> <p>四 国の責務</p> <p>国は、基本的人権の享受と法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、関係機関と連携し、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有するものとする(第四条関係)。</p> <p>五 地方公共団体の責務</p> <p>地方公共団体は、国及び関係行政機関との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有するものとする(第〇条関係)。</p>

<p>きるものとする（第十六条関係）。</p> <p>七 国会に対する報告等 人権委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し、所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表するものとする（第十九条関係）。</p> <p>八 内閣総理大臣等又は国会に対する意見の提出 人権委員会は、内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長又は国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができるものとする（第二十条関係）。</p> <p>（一） 人権教育・啓発に係る施策のあり方 （二） 人権に係る法令の制定又は改廃 （三） 人権に係る行政上の取扱いの変更 （四） 人権諸条約の批准又はこれへの加入 （五） 国際連合等の国際機関及び諸外国の人権機関との協力 （六） 人権諸条約上提出が義務づけられている政府報告書の作成等</p> <p>九 人権委員会から意見の提出を受けた内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長は又は国会は、誠実にこれに対応し、その措置状況を意見提出を受けた日から60日以内に人権委員会に報告するとともに、その内容を公表するものとする。（第二十条関係）</p> <p>第三 都道府県人権委員会</p> <p>一 設置 都道府県知事の下に、都道府県人権委員会を設置するものとする（第○条関係）</p> <p>二 所掌事務 都道府県人権委員会は、人権救済、人権相談のほか人権擁護に関する普及啓発や人権教育並びに人権施策の推進に係る必要な事項に関する提言、人権相談員の設置等の事務をつかさどるものとする（第○条関係）。</p> <p>三 職権行使の独立性 都道府県人権委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする（第○条関係）。</p> <p>四 組織 都道府県人権委員会は、委員長及び委員○人以上○人以内をもって組織し、委員のうち○人以上は、常勤とするものとする（第○条関係）。</p> <p>五 委員長及び委員の任命等 一 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、人権に関して高い見識又は豊かな経験を有する者その他法律又は社会に関する学識経験のある者の中から、都道府県議会の同意を得て、都道府県知事が任命するものとする（第○条第○項関係）。</p> <p>二 1の任命に当たっては、委員長及び委員のうち、男女のいずれか一方の数が○名未満とならないよう努めるとともに、委員会の独立性及び社会の多元的構成が確保</p>	<p>その補助機関である事務局職員 員の資質を高め、多元性を確保する必要がある。</p> <p>○国と地方の役割分担を明確にする必要がある。</p> <p>○委員会の提言機能を拡充すべきである。</p> <p>○委員会から意見提出を受けたものは、それに対する応答義務・説明責任があることを明確にする必要がある。</p> <p>○地域で生じる人権問題を効果的に解決するため、都道府県ごとに独立した人権委員会を設置するべきである。</p> <p>○都道府県人権委員会にも中央の人権委員会と同じ機能を付与するべきである。</p>	<p>きるものとする（第十六条関係）。</p> <p>七 国会に対する報告等 人権委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し、所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表するものとする（第十九条関係）。</p> <p>八 内閣総理大臣等又は国会に対する意見の提出 人権委員会は、内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長又は国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができるものとする（第二十条関係）。</p> <p>（一） 人権教育・啓発に係る施策のあり方 （二） 人権に係る法令の制定又は改廃 （三） 人権に係る行政上の取扱いの変更 （四） 人権諸条約の批准又はこれへの加入 （五） 国際連合等の国際機関及び諸外国の人権機関との協力 （六） 人権諸条約上提出が義務づけられている政府報告書の作成等</p> <p>九 人権委員会から意見の提出を受けた内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長は又は国会は、誠実にこれに対応し、その措置状況を意見提出を受けた日から60日以内に人権委員会に報告するとともに、その内容を公表するものとする。（第二十条関係）</p> <p>第三 都道府県人権委員会</p> <p>一 設置 都道府県知事の下に、都道府県人権委員会を設置するものとする（第○条関係）</p> <p>二 所掌事務 都道府県人権委員会は、人権救済、人権相談のほか人権擁護に関する普及啓発や人権教育並びに人権施策の推進に係る必要な事項に関する提言、人権相談員の設置等の事務をつかさどるものとする（第○条関係）。</p> <p>三 職権行使の独立性 都道府県人権委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする（第○条関係）。</p> <p>四 組織 都道府県人権委員会は、委員長及び委員○人以上○人以内をもって組織し、委員のうち○人以上は、常勤とするものとする（第○条関係）。</p> <p>五 委員長及び委員の任命等 一 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、人権に関して高い見識又は豊かな経験を有する者その他法律又は社会に関する学識経験のある者の中から、都道府県議会の同意を得て、都道府県知事が任命するものとする（第○条第○項関係）。</p> <p>二 1の任命に当たっては、委員長及び委員のうち、男女のいずれか一方の数が○名未満とならないよう努めるとともに、委員会の独立性及び社会の多元的構成が確保</p>
---	--	---

<p>第三 人権擁護委員</p> <p>一 設置 地域社会における人権擁護の推進を図るため、人権委員会に人権擁護委員を置くものとする(第二十一条関係)。</p> <p>二 委嘱 1 人権擁護委員は、人権委員会が、市町村長が推薦した者のうちから委嘱するものとする(第二十二條第一項及び第二項関係)。 2 市町村長は、人権委員会に対し、当該市町村の住民のうちから、当該市町村の議会の意見を聴いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものとする(第二十二條第三項関係)。 3 人権委員会は、市町村長等の意見を聴いて、市町村長が推薦した者以外の適任者に人権擁護委員を委嘱することができるものとする(第二十三條関係)。</p> <p>三 任期等 1 人権擁護委員の任期は三年とし、人権擁護委員は非常勤とするものとする(第二十五條第十五條関係)。 2 人権擁護委員には給与を支給しないものとし、人権擁護委員は職務を行うために要する費用の弁償を受けることができるものとする(第二十六條関係)。</p> <p>四 職務</p>	<p>○国と地方の役割分担を明確にする必要がある。</p> <p>○地方における人権擁護施策推進の大きな柱となる都道府県人権委員会にも意見提出権を付与するべきである。</p>	<p>されるよう配慮するものとする(第○条第○項関係)。</p> <p>3 委員長及び委員の任期は三年とするものとする(第○条関係)。 4 委員長及び委員は、心身の故障のため職務の執行ができない等の法定の事由に該当する場合を除き、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする(第○条及び第○条関係)。</p> <p>六 事務局 1 都道府県人権委員会に事務局を置き、事務局の職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならないものとする(第○条第○項関係)。 2 事務局の職員の任用にあたっては、男女比など社会の多元的構成に配慮し、人権に関して高い見識又は豊かな経験を有する民間団体の職員又は構成員等を採用するよう努めるものとする(第○条第○項関係)。</p> <p>七 管轄 都道府県人権委員会は、第二の七以外の人権侵害を管轄するものとする(ただし、第二の七2については、当該都道府県人権委員会が協議のうえ、取り扱う委員会を定めるものとする)。(第○条第○項関係)</p> <p>八 移送 都道府県人権委員会は、人権侵害事案が当該委員会の管轄に属しないときは、管轄権を有する委員会に移送するものとする。(第○条関係)</p> <p>九 都道府県知事又は都道府県議会に対する意見の提出 都道府県人権委員会は、都道府県知事又は都道府県議会に対し、この法律の目的を達成するために必要な次に掲げる事項に関し、意見を提出することができるものとする(第○条関係)。</p> <p>(一) 人権教育・啓発に係る施策のあり方 (二) 人権に係る条例の制定又は改廃 (三) 人権に係る行政上の取扱いの変更等</p> <p>2 都道府県人権委員会から意見の提出を受けた都道府県知事又は都道府県議会は、誠実にこれに対応し、その措置状況を意見提出を受けた日から60日以内に都道府県人権委員会に報告するとともに、その内容を公表するものとする(第○条関係)。</p>	<p>第四 人権相談員</p> <p>一 設置 地域社会における人権相談に応じるとともに、人権意識の高揚及び人権擁護の推進を図るため、都道府県人権委員会に人権相談員を置くものとする(第二十一条関係)。</p> <p>二 委嘱 1 人権相談員は、都道府県人権委員会が、市町村長(特別区の区長を含む)が推薦した者のうちから委嘱するものとする(第二十二條第一項及び第二項関係)。 2 市町村長は、都道府県人権委員会に対し、当該市町村の住民で、人権に精通している者、弁護士その他の人権団体の構成員のうちから、男女比など社会の多元的構成に配慮しつつ、当該市町村の議会の意見を聴いて、中学校区毎に人権相談員の候補者を推薦するものとする(第二十二條第三項関係)。 3 都道府県人権委員会は、市町村長等の意見を聴いて、市町村長が推薦した者以外の適任者に人権相談員を委嘱することができるものとする(第二十三條関係)。</p> <p>三 任期等 1 人権相談員の任期は三年とし、人権相談員は常勤とするものとする(第二十五條関係)。 2 人権相談員は給与及び職務を行うために要する費用の弁償を受けることができるものとする(第二十六條関係)。</p> <p>四 職務</p>	<p>○地域における効果的な活動を推進するため、人権擁護委員制度の抜本的な改編が必要である。</p> <p>○選任にあたっては、専門性や見識・経験、ジェンダー・バランスを考慮する必要がある。 ○動機付けと専門性を高めるため、有給化と資質の向上が必要である。</p>
--	---	--	---	--

<p>人権擁護委員は、人権啓発、人権相談、人権侵害に関する情報収集等の職務のほか、人権委員会の委任により、人権侵害に関する一般調査（第四の二一）及び一般救済（第四の二二）の職務を行うものとする（第二十八條関係）。</p> <p>五 監督 人権擁護委員は、その職務に関して、人権委員会の指揮監督を受けるものとする（第三十條関係）。</p> <p>六 研修 人権相談員は、その職責を自覚し、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得を行うものとする。（第〇条関係）</p> <p>七 協議会、連合会及び全国連合会 人権相談員は、人権擁護委員協議会を組織し、人権擁護委員協議会は、都道府県ごとに都道府県人権擁護委員連合会を組織し、全国の人権擁護委員連合会は、全国の人権擁護委員連合会を組織し、それぞれ、人権擁護委員の職務に関する所要の事務等を行うことを任務とするものとする（第三十二條から第三十五條まで関係）。</p>	<p>人権擁護委員は、人権啓発、人権相談、人権侵害に関する情報収集等の職務のほか、人権委員会の委任により、人権侵害に関する一般調査（第四の二一）及び一般救済（第四の二二）の職務を行うものとする（第二十八條関係）。</p> <p>五 監督 人権擁護委員は、その職務に関して、人権委員会の指揮監督を受けるものとする（第三十條関係）。</p> <p>六 研修 人権相談員は、その職責を自覚し、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得を行うものとする。（第〇条関係）</p> <p>七 協議会、連合会及び全国連合会 人権相談員は、人権擁護委員協議会を組織し、人権擁護委員協議会は、都道府県ごとに都道府県人権擁護委員連合会を組織し、全国の人権擁護委員連合会は、全国の人権擁護委員連合会を組織し、それぞれ、人権擁護委員の職務に関する所要の事務等を行うことを任務とするものとする（第三十二條から第三十五條まで関係）。</p>	<p>人権相談員は、人権啓発、人権相談、人権侵害に関する情報収集等の職務のほか、都道府県人権委員会の委任により、人権侵害に関する一般調査（第五の二一）及び一般救済（第五の二二）の職務を行うものとする（第二十八條関係）。</p> <p>五 監督 人権相談員は、その職務に関して、都道府県人権委員会の指揮監督を受けるものとする（第三十條関係）。</p> <p>六 研修 人権相談員は、その職責を自覚し、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得を行うものとする。（第〇条関係）</p> <p>七 協議会、連合会及び全国連合会 人権相談員は、人権擁護委員協議会を組織し、人権相談員協議会は、都道府県ごとに都道府県人権相談員連合会を組織し、全国の都道府県人権相談員連合会は、全国の人権相談員連合会を組織し、それぞれ、人権相談員の職務に関する所要の事務等を行うことを任務とするものとする（第三十二條から第三十五條まで関係）。</p>
<p>第四 人権救済手続</p> <p>一 総則</p> <p>1 人権侵害に関する相談 人権委員会（第三十七條関係）は、人権侵害に関する各般の問題について、相談に応ずるものとする（第三十七條関係）。</p> <p>2 救済手続の開始 （一）何人も、人権侵害による被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、人権委員会に対し、人権救済の申出をすることができるものとする（第三十八條第一項関係）。</p> <p>（二）人権委員会は、人権救済の申出があれば、性質上関与するのが適当でない事件又は行為の日から一年を経過した事件を除き、遅滞なく必要な調査を行い、適当な措置を講じなければならないものとする（第三十八條第二項関係）。</p> <p>（三）人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、職権で、必要な調査をし、適当な措置を講ずることができるものとする（第三十八條第三項関係）。</p>	<p>〇都道府県人権委員会にも中央人権委員会と同じ機能を持つべきである。</p> <p>〇当事者だけでなく、代理人や事態を察知したもののにも救済の申出を行えるようにできる必要がある。</p> <p>〇申立期間を1年とすると、短い期間に決断を迫ることになるので、相応な猶予期間を設ける必要がある。</p> <p>〇申立人に対する不利益取扱いも人権委員会による救済の対象とする必要がある。</p> <p>〇人権委員会による調査や調停の対象となった行政機関には、それに応じる義務があることを明確にする必要がある。</p>	<p>第五 人権救済手続</p> <p>一 総則</p> <p>1 人権侵害に関する相談 人権委員会（第五、六、七において、人権委員会及び都道府県人権委員会を人権委員会という。）は、人権侵害に関する各般の問題について、相談に応ずるものとする（第三十七條関係）。</p> <p>2 救済手続の開始 （一）何人も、人権侵害による被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、人権委員会に対し、人権救済の申出をすることができるものとする（第三十八條第一項関係）。</p> <p>（二）人権侵害に係る被害を受けた者又は被害を受けるおそれがある者が、自ら（一）の申出を行うことができるときは、本人に代わってその代理人が申出をすることができるものとする（第三十八條第二項関係）。</p> <p>（三）何人も、人権侵害による被害又は被害の発生を予見したときは、人権委員会に対し、人権救済の申出をすることができるものとする（第三十八條第三項関係）。</p> <p>（四）人権委員会は、人権救済の申出があれば、性質上関与するのが適当でない事件又は行為の日から三年を経過した事件を除き、遅滞なく必要な調査を行い、適当な措置を講じなければならないものとする（第三十八條第二項関係）。</p> <p>（五）人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、職権で、必要な調査をし、適当な措置を講ずることができるものとする（第三十八條第三項関係）。</p> <p>3 不利益取扱いの禁止 何人も、人権救済の申出等をした者に対し、そのことを理由として、不当な取扱いをしてはならないものとし、その行為も人権委員会の救済の対象となる人権侵害行為とする（第〇条関係）。</p> <p>4 公権力による人権侵害に対する救済措置 行政機関は、公権力による人権侵害に関しては、正当な理由がないかぎり、人権委員会が講ずる措置に応じなければならないものとする。（第〇条関係）</p> <p>二 一般救済手続</p> <p>1 一般調査 人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防に関する職務を行うため必要があると認めるときは、必要な調査をすることができる。関係行政機関に対しては、</p>

<p>必要な協力を求めることができるものとする（第三十九条関係）。</p> <p>2 一般救済 人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる措置等を講ずることができるものとする（第四十一条関係）。</p> <p>(一) 被害者等に対する助言、関係行政機関等への紹介、法律扶助に関するあっせんその他の援助 (二) 加害者等に対する説示、啓発その他の指導 (三) 被害者等と加害者等との関係の調整</p> <p>三 特別救済手続</p> <p>1 通則</p> <p>(一) 不当な差別、虐待等に対する救済措置 人権委員会は、次に掲げる人権侵害については、一般救済（二二）のほか、2から4まで（調停及び仲裁、勧告及びその公表並びに訴訟援助）の措置を講ずることができるものとする。ただし、第五の一及び二の労働分野における人権侵害については、4（二）（訴訟参加）の措置に限るものとする（第四十二条関係）。</p> <p>(1) 第一の二一（一）の不当な差別的取扱い (2) 第一の二一（二）の不当な差別的言動等であつて、相手方を畏怖させ、困惑させ、又は著しく不快にさせるもの (3) 次に掲げる虐待 ①人の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること、②人にその意に反してわいせつな行為をすること又は人を保護する責任を負う場合において、その保護を著しく怠り、その生命又は身体の安全を害すること又は④人に著しい心理的外傷を与える言動をすること（をいう。）</p> <p>ア 公権力の行使に当たたる公務員による虐待 イ 社会福祉施設、医療施設等を管理する者又はその職員等による虐待 ウ 学校等を管理する者又はその職員等による虐待 エ 児童に対する虐待 オ 配偶者に対する虐待 カ 同居の高齢者・障害者等に対する虐待 キ 報道機関等（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関又は報道機関の報道若しくはその取材の業務に従事する者をいう。）がする次に掲げる人権侵害。ただし、これらの人権侵害については、調査を行い、又は措置を講ずるに当たっては、報道又は取材の自由その他の表現の自由の保障に十分に配慮するとともに、報道機関等による自主的な解決に向けた取組を尊重しなければならないものとする。</p> <p>ア 特定の者を次に掲げる者であるとして報道するに当たり、その者の私生活に関する事実をみだりに報道し、その者の名誉又は生活の平穏を著しく害すること。 (ア) 犯罪行為による被害者 (イ) 犯罪行為を行った少年 (ウ) 犯罪行為による被害者又は犯行為を行った者の配偶者、直系若しくは同居の親族又は兄弟姉妹</p> <p>イ 特定の者をアに掲げる者であるとして取材するに当たり、その者が取材を拒んでいるにもかかわらず、その者に対し、次のいすれかから該当する行為を継続的に又は反復して行い、その者の生活の平穏を著しく害すること。 (ア) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、</p>	<p>必要な協力を求めることができるものとする（第三十九条関係）。</p> <p>2 一般救済 人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる措置等を講ずることができるものとする（第四十一条関係）。</p> <p>(一) 被害者等に対する助言、関係行政機関等への紹介、法律扶助に関するあっせんその他の援助 (二) 加害者等に対する説示、啓発その他の指導 (三) 被害者等と加害者等との関係の調整</p> <p>三 特別救済手続</p> <p>1 通則</p> <p>(一) 不当な差別、虐待等に対する救済措置 人権委員会は、次に掲げる人権侵害については、一般救済（二二）のほか、2から4まで（調停及び仲裁、勧告及びその公表並びに訴訟援助）の措置を講ずることができるものとする。ただし、第五の一及び二の労働分野における人権侵害については、4（二）（訴訟参加）の措置に限るものとする（第四十二条関係）。</p> <p>(1) 第一の三一（一）の不当な差別的取扱い (2) 第一の三一（二）の不当な差別的言動等であつて、相手方を畏怖させ、困惑させ、又は著しく不快にさせるもの (3) 次に掲げる虐待 ①人の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること、②人にその意に反してわいせつな行為をすること又は人を保護する責任を負う場合において、その保護を著しく怠り、その生命又は身体の安全を害すること又は④人に著しい心理的外傷を与える言動をすること（をいう。）</p> <p>ア 公権力の行使に当たたる公務員による虐待 イ 社会福祉施設、医療施設等を管理する者又はその職員等による虐待 ウ 学校等を管理する者又はその職員等による虐待 エ 児童に対する虐待 オ 配偶者に対する虐待 カ 同居の高齢者・障害者等に対する虐待 キ 報道機関等（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関又は報道機関の報道若しくはその取材の業務に従事する者をいう。）がする次に掲げる人権侵害。ただし、これらの人権侵害については、調査を行い、又は措置を講ずるに当たっては、報道又は取材の自由その他の表現の自由の保障に十分に配慮するとともに、報道機関等による自主的な解決に向けた取組を尊重しなければならないものとする。</p> <p>ア 特定の者を次に掲げる者であるとして報道するに当たり、その者の私生活に関する事実をみだりに報道し、その者の各者又は生活の平穏を著しく害すること。 (ア) 犯罪行為による被害者 (イ) 犯罪行為を行った少年 (ウ) 犯罪行為による被害者又は犯行為を行った者の配偶者、直系若しくは同居の親族又は兄弟姉妹</p> <p>イ 特定の者をアに掲げる者であるとして取材するに当たり、その者が取材を拒んでいるにもかかわらず、その者に対し、次のいすれかから該当する行為を継続的に又は反復して行い、その者の生活の平穏を著しく害すること。 (ア) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、</p>	<p>○すべての人権問題を人権委員会に委ねるべきである。</p> <p>○メディアによる人権侵害については、メディア側の自主的な救済策に委ねるべきである。</p>
---	---	---

<p>学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又はこれらの場所に押し掛けること。</p> <p>(イ) 電話をかけ、又はフランクシミリ装置を用いて送信すること。</p> <p>(5) (1) から (4) までの人権侵害に準ずる人権侵害であって、その被害者の置かれている状況等にかんがみ、当該被害者が自らその排除又は被害の回復のための適切な措置を執ることが困難であると認められるもの</p> <p>(二) 差別助長行為等に対する救済措置</p> <p>人権委員会は、差別助長行為等（第一の二二）であってこれを放置すれば不当な差別的取扱いが行われるおそれがあるものについては、一般救済（二二）のほか、5の停止の勧告等又は差止請求訴訟の措置を講ずることとする（第四十三条関係）。</p> <p>(三) 特別調査</p> <p>人権委員会は、(一) の (1) から (3) までの人権侵害（不当な差別的取扱い、不当な差別的言動等又は虐待。ただし、第五の一1及び二1の労働分野における人権侵害を除く。）又は (二) の差別助長行為等について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができるものとする（第四十四条関係）。</p> <p>(1) 事件の関係者に対する出頭要求・質問</p> <p>(2) 当該人権侵害等に関係のある文書その他の物件の提出要求</p> <p>(3) 当該人権侵害等が現に行われ、又は行われた疑いがあると認められる場所の立入検査</p>	<p>学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又はこれらの場所に押し掛けること。</p> <p>(イ) 電話をかけ、又はフランクシミリ装置を用いて送信すること。</p> <p>(4) (1) から (3) までの人権侵害に準ずる人権侵害であって、その被害者の置かれている状況等にかんがみ、当該被害者が自らその排除又は被害の回復のための適切な措置を執ることが困難であると認められるもの</p> <p>(二) 差別助長行為等に対する救済措置</p> <p>人権委員会は、差別助長行為等（第一の一三、二（一）、二（二））であってこれを放置すれば不当な差別的取扱いが行われるおそれがあるもの、あるいは差別助長行為等（第一の二三（三））であってこれを放置すれば当該不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発するおそれがあるものについては、一般救済（二二）のほか、5の停止の勧告等又は差止請求訴訟の措置を講ずることができるものとする（第四十三条関係）。</p> <p>(三) 特別調査</p> <p>人権委員会は、(一) の (1) から (3) までの人権侵害（不当な差別的取扱い、不当な差別的言動等又は虐待。ただし、第五の一1及び二1の労働分野における人権侵害を除く。）又は (二) の差別助長行為等について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができるものとする（第四十四条関係）。</p> <p>(1) 事件の関係者に対する出頭要求・質問</p> <p>(2) 当該人権侵害等に関係のある文書その他の物件の提出要求</p> <p>(3) 当該人権侵害等が現に行われ、又は行われた疑いがあると認められる場所の立入検査</p> <p>2 調停及び仲裁</p> <p>人権委員会は、次とおり、特別人権侵害（一（一）の人権侵害から第五の一1及び二1の労働分野における人権侵害を除いたものをいう。以下同じ。）に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、調停委員会又は仲裁委員会を設けて、これに調停又は仲裁を行わせるものとする（第四十五条関係）。</p> <p>(一) 調停又は仲裁の開始</p> <p>特別人権侵害による被害について、当事者の一方又は双方は、人権委員会に対し、調停又は仲裁の申請をすることができる。人権委員会は、相当と認めるときは、職権で、特別人権侵害に係る事件を調停に付することでもできるものとする（第四十六条及び第四十七条関係）。</p> <p>(二) 人権調整委員</p> <p>(1) 人権委員会に、その行う調停及び仲裁に参与させるため、人権調整委員を置き、人権調整委員は、人権委員会が任命するものとする（第四十八条第一項及び第二項関係）。</p> <p>(2) 人権調整委員の任期は三年とし、人権調整委員は非常勤とするものとする（第四十八条第三項及び第五項関係）。</p> <p>(三) 調停委員会及び仲裁委員会</p> <p>(1) 調停及び仲裁は、人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員のうちから、事件ごとに、人権委員会の委員長が指名する三人の委員で組織する調停委員会及び仲裁委員会で行うものとする（第五十条第一項及び第五十七条第一項関係）。</p> <p>(2) 調停委員及び仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士となる資格を有する者でなければならないものとする（第五十条第二項及び第五十七条第二項関係）。</p> <p>(四) 調停委員会による意見聴取</p> <p>調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求</p>	<p>学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又はこれらの場所に押し掛けること。</p> <p>(イ) 電話をかけ、又はフランクシミリ装置を用いて送信すること。</p> <p>(4) (1) から (3) までの人権侵害に準ずる人権侵害であって、その被害者の置かれている状況等にかんがみ、当該被害者が自らその排除又は被害の回復のための適切な措置を執ることが困難であると認められるもの</p> <p>(二) 差別助長行為等に対する救済措置</p> <p>人権委員会は、差別助長行為等（第一の一三、二（一）、二（二））であってこれを放置すれば不当な差別的取扱いが行われるおそれがあるもの、あるいは差別助長行為等（第一の二三（三））であってこれを放置すれば当該不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発するおそれがあるものについては、一般救済（二二）のほか、5の停止の勧告等又は差止請求訴訟の措置を講ずることができるものとする（第四十三条関係）。</p> <p>(三) 特別調査</p> <p>人権委員会は、(一) の (1) から (3) までの人権侵害（不当な差別的取扱い、不当な差別的言動等又は虐待。ただし、第五の一1及び二1の労働分野における人権侵害を除く。）又は (二) の差別助長行為等について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができるものとする（第四十四条関係）。</p> <p>(1) 事件の関係者に対する出頭要求・質問</p> <p>(2) 当該人権侵害等に関係のある文書その他の物件の提出要求</p> <p>(3) 当該人権侵害等が現に行われ、又は行われた疑いがあると認められる場所の立入検査</p> <p>2 調停及び仲裁</p> <p>人権委員会は、次とおり、特別人権侵害（一（一）の人権侵害から第五の一1及び二1の労働分野における人権侵害を除いたものをいう。以下同じ。）に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、調停委員会又は仲裁委員会を設けて、これに調停又は仲裁を行わせるものとする（第四十五条関係）。</p> <p>(一) 調停又は仲裁の開始</p> <p>特別人権侵害による被害について、当事者の一方又は双方は、人権委員会に対し、調停又は仲裁の申請をすることができる。人権委員会は、相当と認めるときは、職権で、特別人権侵害に係る事件を調停に付することでもできるものとする（第四十六条及び第四十七条関係）。</p> <p>(二) 人権調整委員</p> <p>(1) 人権委員会に、その行う調停及び仲裁に参与させるため、人権調整委員を置き、人権調整委員は、人権委員会が任命するものとする（第四十八条第一項及び第二項関係）。</p> <p>(2) 人権調整委員の任期は三年とし、人権調整委員は非常勤とするものとする（第四十八条第三項及び第五項関係）。</p> <p>(三) 調停委員会及び仲裁委員会</p> <p>(1) 調停及び仲裁は、人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員のうちから、事件ごとに、人権委員会の委員長が指名する三人の委員で組織する調停委員会及び仲裁委員会で行うものとする（第五十条第一項及び第五十七条第一項関係）。</p> <p>(2) 調停委員及び仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士となる資格を有する者でなければならないものとする（第五十条第二項及び第五十七条第二項関係）。</p> <p>(四) 調停委員会による意見聴取</p> <p>調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求</p>
--	---	---

<p>2 相談、一般調査、一般救済等及び特別調査 厚生労働大臣は、労働関係特別人権侵害について、相談、一般調査、一般救済等及び特別調査を行うものとする（第六十九條及び第七十條関係）。</p> <p>3 調停及び仲裁 厚生労働大臣は、労働関係特別人権侵害に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六條第一項に規定する紛争調整委員会に調停又は仲裁を行わせるものとする。この場合において、紛争調整委員会による調停又は仲裁は、調停委員会又は仲裁委員会を設けて行うものとする（第七十一條関係）。</p> <p>4 勧告及びその公表並びに資料の閲覧及び謄抄本の交付等 厚生労働大臣は、労働関係特別人権侵害について、勧告及びその公表並びに資料の閲覧及び謄抄本の交付等を行うものとする（第七十二條及び第七十三條関係）。</p> <p>二 船員労働関係特別人権侵害に関する特別 1 国土交通大臣は、次に掲げる人権侵害（以下「船員労働関係特別人権侵害」という。）については、2から4までの措置を講ずることができるものとする（第七十五條関係）。</p> <p>(一) 事業主が、船員の採用又は労働条件その他労働関係に関する事項について人種等を理由としてする不当な差別的取扱 (二) 船員に対し、その職場において、第四の三(一)(2)の不当な差別的言動等をする事</p> <p>2 相談、一般調査、一般救済等及び特別調査 国土交通大臣は、船員労働関係特別人権侵害について、相談、一般調査、一般救済等及び特別調査を行うものとする（第七十五條及び第七十六條関係）。</p> <p>3 調停及び仲裁 国土交通大臣は、船員労働関係特別人権侵害に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、船員地方労働委員会に調停又は仲裁を行わせるものとする。この場合において、船員地方労働委員会による調停又は仲裁は、調停委員会又は仲裁委員会を設けて行うものとする（第七十七條関係）。</p> <p>4 勧告及びその公表並びに資料の閲覧及び謄抄本の交付等 国土交通大臣は、船員労働関係特別人権侵害について、勧告及びその公表並びに資料の閲覧及び謄抄本の交付等を行うものとする（第七十八條及び第七十九條関係）。</p> <p>三 公務員に関する適用除外 労働関係特別人権侵害及び船員労働関係特別人権侵害に関する特例を定める一及び二の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しないものとする。ただし、現業職員の勤務条件に関する事項については、この限りでないものとする（第八十一條関係）。</p>	<p>○ 申立人に対する不利益取扱い も人権委員会による救済の対象とする必要がある。 ○ 民間団体との協働を強化する</p>	<p>2 相談、一般調査、一般救済等及び特別調査 厚生労働大臣は、労働関係特別人権侵害について、相談、一般調査、一般救済等及び特別調査を行うものとする（第六十九條及び第七十條関係）。</p> <p>3 調停及び仲裁 厚生労働大臣は、労働関係特別人権侵害に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六條第一項に規定する紛争調整委員会に調停又は仲裁を行わせるものとする。この場合において、紛争調整委員会による調停又は仲裁は、調停委員会又は仲裁委員会を設けて行うものとする（第七十一條関係）。</p> <p>4 勧告及びその公表並びに資料の閲覧及び謄抄本の交付等 厚生労働大臣は、労働関係特別人権侵害について、勧告及びその公表並びに資料の閲覧及び謄抄本の交付等を行うものとする（第七十二條及び第七十三條関係）。</p> <p>二 船員労働関係特別人権侵害に関する特別 1 国土交通大臣は、次に掲げる人権侵害（以下「船員労働関係特別人権侵害」という。）については、2から4までの措置を講ずることができるものとする（第七十五條関係）。</p> <p>(一) 事業主が、船員の採用又は労働条件その他労働関係に関する事項について人種等を理由としてする不当な差別的取扱 (二) 船員に対し、その職場において、第四の三(一)(2)の不当な差別的言動等をする事</p> <p>2 相談、一般調査、一般救済等及び特別調査 国土交通大臣は、船員労働関係特別人権侵害について、相談、一般調査、一般救済等及び特別調査を行うものとする（第七十五條及び第七十六條関係）。</p> <p>3 調停及び仲裁 国土交通大臣は、船員労働関係特別人権侵害に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、船員地方労働委員会に調停又は仲裁を行わせるものとする。この場合において、船員地方労働委員会による調停又は仲裁は、調停委員会又は仲裁委員会を設けて行うものとする（第七十七條関係）。</p> <p>4 勧告及びその公表並びに資料の閲覧及び謄抄本の交付等 国土交通大臣は、船員労働関係特別人権侵害について、勧告及びその公表並びに資料の閲覧及び謄抄本の交付等を行うものとする（第七十八條及び第七十九條関係）。</p> <p>三 公務員に関する適用除外 労働関係特別人権侵害及び船員労働関係特別人権侵害に関する特例を定める一及び二の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しないものとする。ただし、現業職員の勤務条件に関する事項については、この限りでないものとする（第八十一條関係）。</p>	<p>第六 補則 1 人権相互の関係に対する配慮 この法律の適用に当たっては、救済の対象となる者の人権と他の者の人権との関係に十分に配慮しなければならないものとする（第八十二條関係）。</p> <p>2 不利益取扱いの禁止 何人も、人権救済の申出等をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないものとする（第八十四條関係）。</p> <p>3 規制制定権 人権委員会は、その内部規律、人権救済手続その他所掌事務に関し必要な事項について人権委員会規則を定めるものとする（第八十五條関係）。</p>	<p>第六 補則 1 人権相互の関係に対する配慮 この法律の適用に当たっては、救済の対象となる者の人権と他の者の人権との関係に十分に配慮しなければならないものとする（第八十二條関係）。</p> <p>2 不利益取扱いの禁止 何人も、人権救済の申出等をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないものとする（第八十四條関係）。</p> <p>2 関係行政機関等との連携 人権委員会は、この法律の運用に当たっては、人権問題に関する公私の団体と協働の場を設けるなど密接な連携を図ることとする（第八十三條○項関係）。</p>	<p>2 相談、一般調査、一般救済等及び特別調査 厚生労働大臣は、労働関係特別人権侵害について、相談、一般調査、一般救済等及び特別調査を行うものとする（第六十九條及び第七十條関係）。</p> <p>3 調停及び仲裁 厚生労働大臣は、労働関係特別人権侵害に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六條第一項に規定する紛争調整委員会に調停又は仲裁を行わせるものとする。この場合において、紛争調整委員会による調停又は仲裁は、調停委員会又は仲裁委員会を設けて行うものとする（第七十一條関係）。</p> <p>4 勧告及びその公表並びに資料の閲覧及び謄抄本の交付等 厚生労働大臣は、労働関係特別人権侵害について、勧告及びその公表並びに資料の閲覧及び謄抄本の交付等を行うものとする（第七十二條及び第七十三條関係）。</p> <p>二 船員労働関係特別人権侵害に関する特別 1 国土交通大臣は、次に掲げる人権侵害（以下「船員労働関係特別人権侵害」という。）については、2から4までの措置を講ずることができるものとする（第七十五條関係）。</p> <p>(一) 事業主が、船員の採用又は労働条件その他労働関係に関する事項について人種等を理由としてする不当な差別的取扱 (二) 船員に対し、その職場において、第四の三(一)(2)の不当な差別的言動等をする事</p> <p>2 相談、一般調査、一般救済等及び特別調査 国土交通大臣は、船員労働関係特別人権侵害について、相談、一般調査、一般救済等及び特別調査を行うものとする（第七十五條及び第七十六條関係）。</p> <p>3 調停及び仲裁 国土交通大臣は、船員労働関係特別人権侵害に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、船員地方労働委員会に調停又は仲裁を行わせるものとする。この場合において、船員地方労働委員会による調停又は仲裁は、調停委員会又は仲裁委員会を設けて行うものとする（第七十七條関係）。</p> <p>4 勧告及びその公表並びに資料の閲覧及び謄抄本の交付等 国土交通大臣は、船員労働関係特別人権侵害について、勧告及びその公表並びに資料の閲覧及び謄抄本の交付等を行うものとする（第七十八條及び第七十九條関係）。</p> <p>三 公務員に関する適用除外 労働関係特別人権侵害及び船員労働関係特別人権侵害に関する特例を定める一及び二の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しないものとする。ただし、現業職員の勤務条件に関する事項については、この限りでないものとする（第八十一條関係）。</p>
--	--	--	--	---	--

<p>3 規則制定権 人権委員会は、その内部規律、人権救済手続その他所掌事務に關し必要な事項について人権委員会規則を定めることができるものとする（第八十五條關係）。</p> <p>4 広報 国及び地方公共団体は、適切な広報措置を通じて、この法律の周知を図るものとす。（第〇條關係）</p>	<p>必要がある。</p> <p>○人権委員会の活動内容や申出の手続きなどを周知する必要がある。</p>	<p>第七 罰則 罰則として、次のものを設けるものとする。 1 人権委員会の委員長又は委員が守秘義務に違反して秘密を漏らした場合の刑罰（第八十七條關係） 2 正当な理由なく、特別調査に係る処分に違反した者及び調停委員会の出頭の求めに応じなかった者に対する過料の制裁（第八十八條關係）</p> <p>第八 施行期日等 1 施行期日 この法律は、平成十五年四月一日から同年七月三十一日までの範囲内において政令で定める日から施行するものとする（附則第一條關係）。 2 人権擁護委員法の廃止等及び同法の廃止に伴う所要の整備（附則第二條及び第五條關係） 3 人権委員会の委員長及び委員の任命に關する経過措置（附則第三條關係） 4 特別職の職員の給与に關する法律の一部改正 5 国家行政組織法の一部改正 6 人権委員会の設置に伴う所要の改正（附則第六條關係） 7 法務省設置法の一部改正 8 人権委員会の設置等に伴う所要の改正（附則第七條關係） 9 国土交通省設置法の一部改正 船員地方労働委員会の所掌事務にこの法律に基づき船員労働関係特別人権侵害に係る事件の調停及び仲裁を加える所要の改正（附則第八條關係）</p>
<p>第七 罰則 罰則として、次のものを設けるものとする。 1 人権委員会の委員長又は委員が守秘義務に違反して秘密を漏らした場合の刑罰（第八十七條關係） 2 正当な理由なく、特別調査に係る処分に違反した者及び調停委員会の出頭の求めに応じなかった者に対する過料の制裁（第八十八條關係）</p> <p>第八 施行期日等 1 施行期日 この法律は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの範囲内において政令で定める日から施行するものとする（附則第一條關係）。 2 人権擁護委員法の廃止等及び同法の廃止に伴う所要の整備（附則第二條及び第五條關係） 3 人権委員会の委員長及び委員の任命に關する経過措置（附則第三條關係） 4 特別職の職員の給与に關する法律の一部改正 5 国家行政組織法の一部改正 6 人権委員会の設置に伴う所要の改正（附則第六條關係） 7 法務省設置法の一部改正 8 人権委員会の設置等に伴う所要の改正（附則第七條關係） 9 国土交通省設置法の一部改正 船員地方労働委員会の所掌事務にこの法律に基づき船員労働関係特別人権侵害に係る事件の調停及び仲裁を加える所要の改正（附則第八條關係） 10 内閣府設置法の一部改正 11 人権委員会の設置に伴う所要の改正（附則第九條關係） 12 地方自治法の一部改正 13 都道府県人権委員会設置に伴う所要の改正（附則第十條關係） 14 労働関係法の一部改正 人権委員会に労働関係の人権侵害に係る救済権限付与に伴う所要の改正（附則第十一條關係）</p>	<p>○すべての人権問題を人権委員会に委ねるべきである。 ○中央の人権委員会を内閣府に設置するべきである。 ○地域で生じる人権問題を効果的に解決するため、都道府県ごとに人権委員会を設置するべきである。</p>	<p>第七 罰則 罰則として、次のものを設けるものとする。 1 人権委員会の委員長又は委員が守秘義務に違反して秘密を漏らした場合の刑罰（第八十七條關係） 2 正当な理由なく、特別調査に係る処分に違反した者及び調停委員会の出頭の求めに応じなかった者に対する過料の制裁（第八十八條關係）</p> <p>第八 施行期日等 1 施行期日 この法律は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの範囲内において政令で定める日から施行するものとする（附則第一條關係）。 2 人権擁護委員法の廃止等及び同法の廃止に伴う所要の整備（附則第二條及び第五條關係） 3 人権委員会の委員長及び委員の任命に關する経過措置（附則第三條關係） 4 特別職の職員の給与に關する法律の一部改正 5 国家行政組織法の一部改正 6 人権委員会の設置に伴う所要の改正（附則第六條關係） 7 法務省設置法の一部改正 8 人権委員会の設置等に伴う所要の改正（附則第七條關係） 9 国土交通省設置法の一部改正 船員地方労働委員会の所掌事務にこの法律に基づき船員労働関係特別人権侵害に係る事件の調停及び仲裁を加える所要の改正（附則第八條關係）</p>

資料 1

「同対審答申」の規制・救済に関する提言

5 人権問題に関する対策

(1) 基本的方針

日本国憲法は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において差別されないことを基本的人権の一つとして保障し、立法その他の国政の上でこれを最大に尊重すべき旨を宣言している。

しかし、審議会による調査の結果は、地区住民の多くが、「就職に際して」「職業上のつきあい、待遇に関して」「結婚に際して」あるいは、「近所づきあい、または、学校を通じてのつきあいに関して」差別を受けた経験をもっていることが明らかにされた。しかも、このような差別をうけた場合に、司法的もしくは行政的擁護をうけようとしても、その道は十分に保障されていない。

もし、国家や公共団体が差別的な法令を制定し、あるいは差別的な行政措置をとった場合には、憲法第14条違反として直ちに無効とされるであろう。しかし、私人については差別的行為があっても、労働基準法や、その他の労働関係法のように特別の規定のある場合を除いては、「差別」それ自体を直接規制することができない。

「差別事象」に対する法的規制が不十分であるため、「差別」の実態およびそれが被差別者に与える影響についての一般の認識も稀薄となり、「差別」それ自体が重大な社会悪であることを看過する結果となっている。

A 人権擁護制度組織の確立

基本的人権の擁護を法務省の一内局である人権擁護局の所管事務とし、しかも民事行政を主掌する法務局および地方法務局に現場事務を取扱わせている現在の機構は再検討する必要がある。戸籍や登記事務を扱っていた者が人権擁護の職務に配置されるという組織にも不適當なものがある。

また、基本的人権の擁護という、この広汎で重要な職務に、直接たずさわる職員が全国で200名にも達せず、その予算もきわめて貧弱なことが指摘される。

B 人権擁護委員の推薦手続きや配置されている現状や人権擁護の活動状況等からみて、その選任にはさらに適任者が適正に配置されるよういっそうの配慮が要望される。

実費弁償金制度等についても、職能を十分にはたせるだけの費用が必要である。

C 同和問題に対する理解と認識

現状における担当者及び委員の同和問題についての理解と認識は必ずしも十分とはいえない。研修、講習等の強化によってその重要性の把握に努力する必要があると認められる。

D 人権擁護活動の積極性

人権擁護機関による擁護活動は、人権を侵害したものに対し、人権尊重について啓発して、侵害者自身の自発的な意思によって侵害行為の停止、排除、

被害の回復等の措置をとらせることであって、人権擁護機関が直接その権限によって、侵害行為を停止させる措置がとれるのではない。したがって、このような方法によらざるをえない現状ではとくに担当者及び委員に差別意識を根絶するための啓蒙活動について自覚と熱意が必要である。

(2) 具体的方策

(a) 差別事件の実態をまず把握し、差別がゆるしがたい社会悪であることを明らかにすること。

(b) 差別に対する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること。

(c) 人権擁護機関の活動を促進するため、根本的には人権擁護機関の位置、組織、構成、人権擁護委員に関する事項等、国家として研究考慮し、新たに機構の再編成をなすこと。しかし、現在の機関としても、次の対策を急がねばならない。

a 担当職員の大幅な増加をはかり、重点的な配置を行なうこと。

b 委員委嘱制度を改正し、真にその職務にふさわしい者が選出されるようにし、またその配置を重点的に行なうこと。

c 人権相談を活発にし、かつ実態調査につとめ、これらを通じて地区との接触をはかりその結果を担当職員及び委員に周知せしめる措置をとること。

その他、つねに同和問題についての認識と差別事件の正しい解決についての熱意を養成するため研修、講習の強化に努力すること。

d 事件の調査にあたっては、地区周辺の住民に対する啓発啓蒙をあわせて行ない、不断にこれをつづけること。

e 以上の諸施策を行なうための十分な予算を確保、保障すること。

資料 2

部落解放基本法案

(目的)

第1条 この法律は、部落差別が人間の尊厳を侵し、社会的に存在を許されないものであることにかんがみ、法の下での平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落問題の根本的かつ速やかな解決を図るため、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、その施策の目標及びその目標を達成するための基本となる事項を定め、もって差別のない民主社会の発展に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国は、前条の目的を達成するため、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、部落問題の根本的かつ速やかな解消を図る責務を有する。

- 2 地方公共団体は、前条の目的を達成するため、その区域内における部落問題の速やかな解決を図る責務を有する。
- 3 国及び地方公共団体は、部落問題を解決するための施策が円滑に実施されるよう相互に協力しなければならない。

(国民の責務)

第3条 すべての国民は、この法律の趣旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、国及び地方公共団体が実施する部落問題を解決するための施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の目標)

第4条 部落問題を解決するための施策の目標は、国民の部落問題に関する正しい認識を確立し、部落差別事象を防止し、及び同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）の関係住民の社会的経済的地位の向上を図ることにより、同和地区の関係住民が平等の権利その他日本国憲法が保障する基本的人権を享有することができる条件を確保することにあるものとする

(部落問題に関する知識の普及啓発等)

第5条 国及び地方公共団体は、国民の部落問題に関する正しい認識を確立するため、教育活動、文化活動、広報活動等を通じて、部落問題に関する知識の普及啓発及び人権思想の普及高揚に努めなければならない。

(人権擁護活動の推進)

第6条 国及び地方公共団体は、同和地区の関係住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、人権擁護機関の充実、人権相談活動の推進等に努めなければならない。

(部落差別の規制等)

第7条 国は、部落差別事象を防止するため、部落差別を助長する身元調査活動の規制、雇用関係における部落差別の規制等必要な法制上の措置を講じなければならない。

(部落差別の被害者に対する救済制度)

第8条 国は、部落差別の被害者に対する救済制度を確立するため、人権委員会の設置等必要な法制上の措置を講じなければならない。

(同和対策事業)

第9条 国及び地方公共団体は、同和地区の関係住民の社会的経済的地位の向上を図るため、次の各号に掲げる事項に係る施策を講じなければならない。

- (1) 同和地区における生活環境の改善
 - (2) 同和地区における社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進
 - (3) 同和地区における農林漁業及び中小企業の振興
 - (4) 同和地区の関係住民の雇用の促進及び職業の安定
 - (5) 同和地区の関係住民に対する学校教育及び社会教育の充実
 - (6) その他同和地区の関係住民の社会的経済的地位の向上を図るために必要な事項
- 2 前項の施策は、有機的連携の下に総合的かつ計画的に策定され、及び実施されなければならない。
- 3 政府は、第一項の施策の実施に必要な財政上の措置を講じなければならない。

(行政組織の整備)

第10条 国及び地方公共団体は、部落問題を解決するための施策を推進するための行政組織の整備に努めなければならない。

(調査)

第11条 政府は、5年ごとに、同和地区の実態その他部落問題に関する実態を調査し、その結果を公表しなければならない。

(報告)

第12条 政府は、毎年、国会に、部落問題を解決するために講じられた施策及び講ずべき施策に関する報告書を提出しなければならない。

(部落解放対策審議会)

第13条 総務庁に、部落解放対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じ、部落問題に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

第14条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、部落問題に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

資料 3

地方人権委員会に関する論点のまとめ

2003年 4月16日

部落解放同盟中央本部

1. 地方人権委員会の必要性

- (1) 差別や人権侵害は、通常、人々が暮らす地域、通っている学校、働いている職場等で生じることが多い。
- (2) 差別や人権侵害を受けた被害者が身近に相談でき、また救済を受けられる体制を整備し、市民が利用しやすい制度がなによりも必要。
- (3) 21世紀は、地方分権が軸となる世紀である。この時代の流れを踏まえることが必要。

2. 地方人権委員会の設置単位

- ・ 都道府県に地方人権委員会を置く。

【理由】 市区町村単位では狭すぎ、また現実的でない。

差別や人権侵害が大都市で集中して生起し、特別に救済しなければならないということでもないので政令市と都道府県の両者に人権委員会を設置する必要性はない。

3. 地方人権委員会の法的地位

- (1) 地方自治法を改正して、5. にいう権限を付与するため、単なる諮問機関でなく、地方自治法上のいわゆる「執行機関」とし、かつ地方労働委員会型の必置機関とする。
- (2) それとともに、「人権擁護法」(案)に、委員会の構成、所掌事務、権限、運営の基本的事項を定める。

【理由】 5. にいう権限を付与するため、地方自治法上の「執行機関」とする必要がある。

また、全国のすべての都道府県に設置するためには、地方労働委員会型がモデルとなる。なぜなら、地方人権委員会は全都道府県に設置されなければならない、かつ意思決定・執行機関であるからである。

- (3) ただし救済の遅延を防ぐため、中央人権委員会は、地方人権委員会における救済内容を再審査する権限を有しないものとする。

【理由】 現在、労働委員会の救済機能について、各種見直し議論がある。その一つとして、事実上5審制（地労委→中労委→地裁→高裁→最高裁）になっていて、迅速な救済のためには中央の労働委員会への不服申請を認めない方がよいとの意見が出されていることを考慮した。

4. 地方人権委員会と中央人権委員会の権限配分

- (1) 差別・人権侵害事案は、地方人権委員会が管轄する。
- (2) ただし、次の事案については、中央人権委員会が管轄する。
 - ①公権力事案(公務員による人権侵害)(ただし、国家公務員および警察官による行為に限定する。)
 - ②都道府県にまたがる事案→検討事項あり
 - ③重大事案(大規模かつ深刻な差別・人権侵害事案)
- (3) 中央・地方人権委員会は、前記の管轄権にもとづき、相互に適切な管轄権を有する人権委員会に事案を移送する。

- 【理由】
1. 差別・人権侵害事案は、地域で生起するので、原則として、地方人権委員会
が管轄するのが相応しい。
 2. 全国統一的な行政の結果生じる公権力事案は、地方人権委員会ではなく、中央
人権委員会で扱うのが相応しい。
 3. 重大事案は全国的な関心事項でもあるので、中央人権委員会で扱うのが相応
しい。

【検討が必要な事項】

2～3都道府県程度にまたがっている事案の場合、管轄する地方人権委員会を定め、
そこで対応することを可能にしておいた方がよい。その理由は、被害者が容易に相談
に行けるようにするためである。なお、複数の自治体にまたがっている事案について
は、地方人権委員会間でアドホック(特別)な合同審査会のようなものを設置すること
も考えられる。

5. 地方人権委員会の権限

- (1) A案：中央人権委員会と同じ権限を持たせる。

【理由】 悪質な差別事件や人権侵害に効果的に対処するためには、地方人権委員会もすべ
ての権限を持たせる必要があるため。
- (2) B案：中央人権委員会における救済手続のうち、①一般救済手続、②一般調査、ならび
に③特別救済手続のうち調停・仲裁および勧告・公表の権限に限り、これを地方
人権委員会に付与する。

【理由】 差別・人権侵害事案の解決は当事者間の話し合いを通じて解決するのが望ましい
が、地方人権委員会においてはこの趣旨を全面に出し、説得と調停の手法を中心
に救済手続を進めるのが市民の信頼を得るうえでも妥当である。加えて、強力な
救済手続を運用するためには、事務局職員に一定以上の資質が求められるが、現
状では全都道府県でこれを実現できる見通しが必ずしもないので、地方人権委員
会における救済手続はB案の線にとどめるのが政策判断として妥当である。
- (3) 提言機能を持たせる。(首長や議会に対する提言および中央人権委員会に対する提言)

【検討事項】 人権の社会づくり条例等に基づく人権に関する審議会を持っている自治体の

場合、重複を避ける必要がある。

- (4) 教育・啓発機能については、①差別・人権侵害事案の当事者に対する教育・啓発、②差別・人権侵害事案の解決によって蓄積された経験に基づく教育・啓発、③特定職業従事者に対する教育・啓発、ならびに④人権教育・啓発に携わる団体とのネットワーク構築機能、を実施する。

6. 地方人権委員会委員の選任方法

- (1) 委員選考委員会を設置して、選考委員会が候補者を推薦し、その被推薦者の中から議会の同意を得た上で知事が任命する。
- (2) 選考委員会のメンバーは、多元性とジェンダーバランスを確保するために、一定の出身母体 (ex.弁護士会、社会福祉団体、教育関係団体、ジャーナリスト、人権団体等) を指定し、その中から知事が任命し、議会が承認する。
- (3) 人権委員会の委員や選考委員会の委員の定数は、都道府県の人口に応じて幅を持たせる。
- (4) 委員の選任にあたっては、人権について精通していること、人権問題に取り組んできた経験等を考慮するとともに、ジェンダーバランスおよび多元性の確保に努めなければならない。
- (5) 都道府県の人口に応じて、委員のうち一定数を常勤とすること。
- (6) 委員の任期は、一期3年とし、再任できるものとするが、3期9年を上限とする。

【理由】任期に上限を設ける理由は、同一人物が長期間担当することの弊害をさけるため。

7. 人権委員会の職員

- (1) 地方人権委員会委員長の同意を得て、知事が任命する。
- (2) 弁護士を含めるものとする。
- (3) 人権に精通していること、人権問題を担当した経験を考慮するとともに、多元性やジェンダーバランスに配慮する。

8. 「人権相談員」(仮称) 制度

- (1) 人権擁護委員制度を抜本的に改編し、「人権相談員」(仮称) 制度とする。
- (2) 設置
地方人権委員会に「人権相談員」(仮称) を置く。
- (3) 委嘱
 - ①「人権相談員」(仮称) は、②の候補者の中から地方人権委員会が委嘱する。
 - ②市町村長が、当該中学校区域の構成員であって、人権に精通している者、弁護士会その他人権団体の構成員のうちから、ジェンダーバランス等多元性を考慮し、当該議会の意見を聞いて地方人権委員会へ候補者を推薦する。

- ③人権委員会は、市町村長が推薦した候補者が「人権相談員」（仮称）として適当でないと認めるときは、当該市町村長に対し、相当の期間を定めて、さらに他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。
- (4) 定数
各中学校区 1 名とする。
【参考】 2002年度公立の中学校数は、全国で10,392校である。
- (5) 任期
1 期 3 年、2 期までとする。
【理由】 1. 同一人物が長く続けることから生じる弊害をさけるため。
2. 居住地の移転等が生じることも想定する必要があるため。
- (6) 待遇等
①常勤の専門職員とする。
②人権に精通し、人権相談の経験を有している者がふさわしい。
③勤務時間等は、業務の内容から見て柔軟な対応ができるように配慮すること。
【参考】 厚生労働省が実施している事業で、知的障害者生活支援事業がある。この事業の中で、「生活支援ワーカー」を設置することとされている。「生活支援ワーカー」は、常勤の専門職員で、「知的障害者福祉司、生活指導員、児童指導員、社会福祉士の資格を有する者で、知的障害者（児）処遇の業務についての実務の経験を 5 年以上有する者が望ましい。」「生活支援ワーカーの勤務時間等については、業務の内容から見て柔軟な対応がとれるように配慮すること。」とされている。（厚生労働省児童家庭局障害福祉課長通知）
給料等は、年間524万円である。
- (7) 職務執行区域
委嘱時における住所地に属する中学校区、及びその属する市町村の区域内において、職務を行うものとする。ただし、特に必要がある場合においては、その区域外においても職務を行うことができる。
- (8) 配置先
地方人権委員会が定める場所に配置するものとする。
- (9) 職務
①人権啓発
②民間における人権擁護運動の推進
③人権相談
④人権侵害に関する情報収集と地方人権委員会への報告
⑤人権侵害の被害者救済と予防のための調査
⑥人権侵害による被害者、又は被害を受けるおそれのある者及び関係者への助言、紹介等の援助
⑦人権侵害を行い、もしくは行うおそれのある者への説示、啓発、指導

- ⑧被害者の立場に立った加害者との関係の調整
- ⑨関係行政機関に対する人権侵害事実の通告
- ⑩その他

【注】上記の職務のうち、⑥、⑦、⑧も「人権相談員」（仮称）が担うことになることから、有給化、研修の義務化は不可欠である。

(10) 研修

- ①「人権相談員」（仮称）に委嘱された者は、一定期間研修を義務的に受けるものとする。
- ②研修内容としては、憲法、国際人権法、その他人権に関する法令、人権問題、差別問題の歴史と現状、人権侵害への対応方法等を含むものとする。

(11) 「人権相談員」（仮称）の協議会、連合会、全国連合会

- ①地方人権委員会が、各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに協議会を組織する。
- ②都道府県ごとに連合会を組織する。
- ③全国的に全国連合会を組織する。

9. 財源

- (1) 地方人権委員会を「地方労働委員会型」の必置機関とした場合、その事務は、地方自治法上、自治事務となる。
- (2) 地方自治体の財政状況に鑑み地方交付税に参入する必要がある。
その際、
 - ①普通交付税の基準財政需要額に算入すること。
 - ②所要額を的確に算入するため、人件費、事務費等の基本的な額をベースに「単位費用」を設定した上で、都道府県人口に応じて算入額を増減すること。
 - ③大都市圏域都道府県は物価等が高いので、割り増し補正すること。

以上

資料4

人権擁護法案修正検討事項

1 報道被害関係規定の凍結

報道被害関係規定を凍結し，凍結を解除するには別途法律を要する。

2 人権相互間の配慮の対象となる人権の例示

人権相互間の配慮の対象となる人権として，思想・良心・信教・表現等の自由を例示する。

3 法律の見直し

法律施行一定期間経過後に，法律について必要な見直しを行う。

4 その他

資料5

国内独立人権機関のあり方について（野党3党合意文書）

2003年7月14日

- ①新たに設置する人権委員会は、「パリ原則」に沿った独立性を備えたものとするため、内閣府の外局とすること。
- ②人権救済の実効性を確保するため、都道府県ごとに「地方人権委員会」を設置すること。
- ③人権委員会の構成は、国・地方とも、ジェンダーバランスに配慮し、NGO関係者、人権問題・差別問題に精通した人材を充てること。
- ④救済手続きは、任意性を基本とした「一般救済」の他、制裁を伴う調査、調停、仲裁、勧告、公表、訴訟援助、差止請求など、強制性を備えた「特別救済」とすること。
- ⑤「特別救済」は、報道の自由その他の憲法上の要請と抵触しないものとする。
- ⑥人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と十分連携を取りながら、地域での効果的な活動ができるようにすること。

【野党3党人権問題懇談会】

懇談会メンバー	民主党（中野寛成）	自由党（中井 洽）	社民党（中西績介）
実務者会議	民主党（江田五月）	自由党（石原健太郎）	社民党（植田至紀）

経 過

- 3月12日 野党3党政策担当者会議
- 野党3党打ち合わせ（懇談会の設置確認）
- 3月19日 野党3党懇談会（実務者会議の設置確認）
- 5月23日 野党3党懇談会
- 5月29日 野党3党懇談会
- 6月9日 野党3党懇談会
- 6月27日 野党3党懇談会
- 7月10日 野党3党懇談会
- 7月14日 野党3党懇談会（実務者会議のとりまとめ確認）

資料6

【漆原議員より中野議員に提示された野党修正案要綱への 与党修正メモ（漆原メモ／03年7月22日）】

- ① 新たに設置する人権委員会は、「バリ原則」に沿った独立性を備えたものとするため、内閣府の外局とすること。
 - ② 人権救済の実効性を確保するため、都道府県ごとに「地方人権委員会」を設置すること。
 - ③ 人権委員会の構成は、国・地方とも、ジェンダーバランスに配慮し、NGO関係者、人権問題・差別問題に精通した人材を充てること。
 - ④ 救済手続きは、任意性を基本とした「一般救済」の他、制裁を伴う調査、調停、仲裁、勧告、公表、訴訟援助、差止請求など、強制性を備えた「特別救済」とすること。
 - ⑤ 「特別救済」は、報道の自由その他の憲法上の要請と抵触しないものとする。
 - ⑥ 人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と十分連携を取りながら、地域での効果的な活動ができるようにすること。
- 見直し規定
- 附帯決議
- 凍結+附帯決議
- 見直し規定
+
附帯決議

2004年 2月 3日

(内閣総理大臣並びに各政党党首・国会議員
および地方自治関係団体・全人同促宛)
様

部落解放・人権政策確立要求
中央実行委員会
会長 宮崎 突保 (曹洞宗管長)

部落解放同盟中央本部
執行委員長 組坂 繁之

『人権侵害救済に関する法律』の早期制定への申し入れ(要請)

(1)

貴台におかれまして、常日頃より部落解放・人権政策確立のために御奮闘をいただき、心から敬意と謝意を申し上げます。

さて、一昨年3月8日に閣議決定され政府提案として第154通常国会に上程された「人権擁護法案」は、ご承知のように四たびにわたって国会での継続審議が行われ、昨年6月からは与野党修正協議の真摯な努力が続けられていましたが、10月10日の衆議院解散に伴い「廃案」という残念な結果になりました。

しかし、私たちは、この廃案という事態を徒に嘆いたり静観しているわけにはいきません。「人権擁護法案」が提案された背景と主旨および審議経過を踏まえるならば、パリ原則に基づく人権委員会創設を中心とする『人権侵害救済に関する法律』を早期に制定すべきであることを強く申し入れるとともに、関係各位の格段のご尽力を心より要請するものであります。

(2)

私たちの「申し入れと要請」は、次の責任根拠にもとづくきわめて正当なものであり、社会的正義を体現しているものだと確信しています。

第1の責任根拠は、2001年の人権擁護推進審議会答申です。すなわち、政府(法務大臣)の諮問に対して、人権擁護推進審議会は「人権救済制度の在り方について」と「人権擁護委員制度の改革について」の二つの答申を行いました。これらの答申を受けて、「人権擁護法案」は閣法として政府提案されましたが、最終的に廃案となったわけですから、政府責任としては人権擁護推進審議会答申を具体化するために再提案する義務があるということです。

第2の責任根拠は、国連人権諸条約機関からの日本政府に対する勧告です。規約人権委員会、

人種差別撤廃委員会、子どもの権利委員会、女性差別撤廃委員会などから、相次いでパリ原則にもとづく国内人権機関である「人権委員会」の早期設置や「差別禁止法」制定についての強い勧告がなされており、この勧告を誠実に履行することは人権確立にかかわる国際的責務であるということです。なお、1996年の地域改善対策協議会が、『国際社会におけるわが国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である』という意見具申を行っていることも想起すべきです。

第3の責任根拠は、「人権擁護法案」に関する与野党修正協議における合意事項です。すなわち、人権委員会の設立を中心とする人権侵害救済に関する法律を制定することは「大事」であり、政府原案である「人権擁護法案は修正する必要」があったという政治責任にかかわっての合意事項です。当時の与党（自民党・公明党・保守新党）と野党（民主党・自由党・社民党）が公党として、与野党協議という公的な場で修正協議を行い、合意に達した事項は後退することなく政治的信義において履行されなければならないということは、言を待たないところで

(3)

私たちは、以上のような責任根拠にもとづき、人権委員会の創設を中心とする『人権侵害救済に関する法律』の早期制定を求めるものですが、法案の作成と提案にあたっては、以下の項目に関しご高配いただきますようお願い申し上げます。

第1に、今までの「人権擁護法案」をめぐる経緯・経過を踏まえて、政府機関からの独立性を確保するために、「パリ原則」を踏まえ、創設する人権委員会を内閣府の外局である「3条委員会」として設置すること。

第2に、人権侵害の被害救済が迅速かつ効果的に実施されるような実効性を確保するために、都道府県ごとに地方人権委員会の設置をすること。

第3に、国や都道府県において設置される人権委員会の委員および事務局には、人権問題・差別問題に精通した人材を、それぞれの人権委員会が多様性・多元性に配慮して独自に採用すること。

第4に、人権委員会は、マスメディアの取材や報道に対する規制、さらにはさまざまな人権団体の取り組む自主的な活動への不当な妨害をすることなく、十分な連携をとりながら活動すること。

第5に、人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と十分連携を取りながら、地域での効果的な活動ができるようにすること。

以上

国家機関(国内人権機関)の 地位に関する原則(パリ原則)

国連人権委員会決議 1992/54(1992.3.3採択)* 国連総会決議 48/134(1993.12.20採択)*

権限と責任

1.国内人権機関は人権を伸長および保護する権限を付与されるものとする。

2.国内人権機関はできる限り広範な職務(mandate)を与えられ、その権限は憲法または法律において明確に規定されるものとする。その構成と権限の範囲は憲法または法律で定める。

3.国内人権機関は、特に、次の責任(responsibility)をもつものとする。

(a) 人権の伸長および保護に関するあらゆる事柄(any matters)について、関係当局の要請によりまたは上級機関に付託することなく問題につき聴聞する(to hear a matter)自らの権限の行使によって、勧告的な基盤で、政府、議会その他管轄当局に対し、意見、勧告、提案および報告を提出すること。国内人権機関はそれらを公表すると決定することができる。これらの意見、勧告、提案および報告、ならびに国内人権機関の特権は、以下の分野に関連するものとする。

(i) 人権の保護を保持し、拡大することを意図する立法または行政上の規定、ならびに司法機関に関する規定。これに関連して、国内人権機関は、現行の立法ま

たは行政上の規定、ならびに法律案(bills)および法律提案(proposals)を検討するものとし、これらの規定が人権の基本原則に合致するよう確保するため、適切と考える勧告を行うものとする。国内人権機関は、必要であれば、新たな立法の採択、現行法の改正、ならびに行政措置の採択または改正を勧告するものとする。

(ii) 国内人権機関が取り上げると決定した人権侵害の状況。

(iii) 人権一般に関する国内状況、およびより具体的な問題に関する報告書の準備。

(iv) 国内の地域で人権が侵害されている状況につき政府の注意を喚起し、そのような状況を終了させるための施策を政府に提案し、必要な場合には、政府の姿勢と対応について意見を表明する。

(b) 法律、規則および慣行と国家が締約国となっている国際人権文書との調和、ならびにその実効的な履行を促進および確保すること。

(c) 国際人権文書の批准またはこれへの加入を奨励し、その履行を確保すること。

(d) 国際連合の機関および委員会ならびに地域的機構に対し、条約上の義務にもとづき国家が提出を求められる報告につき貢献し、必要な場合には、自らの独立性を十分に考慮し、報告に関し意見を表明すること。

(e) 人権の伸長と保護の分野で権限をもつ

国際連合および国際連合システムの他の機関、地域的機構ならびに他国の国内人権機関と協力すること。

(f) 人権に関する教育および研究プログラムの作成を支援し、学校、大学および専門的集団におけるそのプログラムの実施に参画すること。

(g) 特に情報、教育ならびにあらゆる報道機関を活用し、民衆の関心を高めることによって、人権およびあらゆる形態の差別、特に人種差別に対する闘いに関し宣伝すること。

構成と独立・多元性の保証

1. 国内人権機関の構成およびその構成員の任命は、選挙によるか否かを問わず、人権の伸長と保護に関わる（市民社会の）社会集団の多元的な代表を確保するために必要なあらゆる保障を与える手続に従って行われるものとする。特に、（国内人権機関の構成およびその構成員の任命は）下記の代表とともに、またはその関与を通じて確立される実効的な協力を可能とする勢力によってなされるものとする。

(a) 人権に取り組み人種差別と闘うNGO、労働組合、ならびに弁護士、医師、ジャーナリストおよび著名な科学者のような関連する社会的および職業的組織。

(b) 哲学的または宗教的思想の諸傾向。

(c) 大学および高度の専門家。

(d) 議会。

(e) 政府部門（これらの代表は、助言的資格でのみ議論に参加すべきである）。

2. 国内人権機関はその活動を円滑に行えるような基盤、特に財源をもつものとする。この財源の目的は、政府から独立で、その

独立性に影響しかねない財政統制の下におかれるとのないよう、国内人権機関が自らの職員と土地家屋を持つことを可能とするものでなければならない。

3. 真の独立の前提である国内人権機関構成員の安定した権限を確保するため、構成員は一定の任期を定めた公的な決定（an official act）によって任命されるものとする。この任期は、構成員の多元性が確保される限り、更新可能である。

活動の方法

国内人権機関はその活動の枠組みにおいて、次のことを行うものとする。

(a) 政府によって付託されたものであれ、上位の当局に付託されることなく政府によって取り上げられたものであれ、構成員または申立者の提起によって、その権限に属する問題につき自由に検討すること。

(b) その権限に属する状況を評価するため、いかなる者の意見も聞き、情報およびその他の文書を取得すること。

(c) 特にその意見や勧告を公表するため、直接にまたは報道機関を通じて、世論に呼びかけること。

(d) 定期的に会合すること。必要な場合には、正式に招集された全構成員の出席で会合すること。

(e) 必要に応じて、構成員からなる作業グループを設置し、国内人権機関の機能を補佐するため、地方や地域に支部を置くこと。

(f) 人権の伸長と保護に責任をもつ、司法的その他の機関（特に、オンブズマン、仲裁者類似の機関）との協議を維持すること。

(g) 国内人権機関の仕事を拡大するうえでのNGOの基本的な役割を考慮し、人権の

伸長と保護、経済・社会発展、人種主義との闘い、特定の弱者集団（特に、子ども、移住労働者、難民、身体的・精神的障害者）の保護、または専門領域に取り組んでいるNGOとの関係を発展させること。

Assembly resolution 48/134 of 20 December 1993, annex.)

翻訳／山崎公士・新潟大学法学部教授

準司法的権限をもつ委員会の地位に関する追加的原則

国内人権機関は、個人の状況に関する苦情や申立を聴聞および検討する権限をもつことができる。個人、その代理人、第三者、NGO、労働組合連合またはその他の代表組織は事案を国内人権機関に提起できる。かかる場合には、委員会の他の権限に関する上記の原則にかかわらず、国内人権機関の機能は以下の原則に基づくものとすることができる。

- (a) 調停を通じて友好的解決、または法律の定める制限内での拘束的決定を求めること。必要な場合には、非公開でこれらを行う。
- (b) 申立を行なった当事者にその者の権利、特に可能な救済につき情報提供し、国内人権機関の利用を促すこと。
- (c) 法律の定める制限内で、苦情や申立を聴聞し、これらを他の管轄当局に移送すること。
- (d) 特に個人がその権利を評価するため提起した事案が関わる困難の元である、法律、規則、行政慣行の改正や改革を提案することによって、権限あるあらゆる当局に勧告を行うこと。

(*出典 Commission on Human Rights resolution 1992/54 of 3 March 1992, annex (Official Records of the Economic and Social Council, 1992, Supplement No.2 (E/1992/22) ; General

資料 9

日本における国内人権機関の設置または差別禁止法の制定に関する、 国連人権条約機関による最終見解・コメントの抜粋

2004年1月現在

作成：反差別国際運動 (IMADR)

◆自由権規約委員会 (CCPR/C/79/Add.102, 19 November 1998)

9. 委員会は、人権侵害を調査し、不服に対し救済を与えるための制度的仕組みを欠いていることに懸念を有する。当局が権力を濫用せず、実務において個人の権利を尊重することを確保するために効果的な制度的仕組みが要請される。委員会は、人権擁護委員(訳注:原文では Civil Liberties Commission)は、法務省の監督下であり、また、その権限は勧告を発することに限定されていることから、そのような仕組みには当たらないと考える。委員会は、締約国に対し、人権侵害の申立てに対する調査のための独立した仕組みを設立することを強く勧告する。

(政府訳)

◆子どもの権利委員会 (CRC/C/15/Add.90, 5 June 1998)

10. 委員会は、子どもたちの権利の実施を監視する権限を持った独立機関が存在しないことを懸念する。委員会は、「子どもの人権専門委員」による監視制度は、現状では、政府からの独立、ならびに子どもたちの権利の効果的な監視を全面的に確保するのに必要な権威および権限を欠いていることに、留意するものである。

35. 条約の一般原則、とりわけ差別の禁止(第2条)、子どもの最善の利益(第3条)および子どもの意見の尊重(第12条)の一般原則が、政策に関する議論および意思決定の指針となるのみならず、いかなる法改正ならびに司法上のおよび行政上の決定においても、かつ子どもに影響を与えるあらゆる事業および計画の発展および実施においても適切に反映されることを確保するために、さらなる努力が行なわれなければならないというのが委員会の見解である。とりわけ、婚外子に対して現在存在している差別を是正するための立法措置がとられるべきである。委員会はまた、コリアンおよびアイヌを含むマイノリティの子どもへの差別的な取扱いを、それがいつでも生じようとも全面的に調査し、かつ解消するようにも勧告する。さらに、委員会は、男女の最低婚姻年齢を同じにするよう勧告する。

(平野裕二訳)

◆社会権規約委員会 (E/C.12/1/Add.67, 24 September 2001)

38. 委員会は、締約国が国内人権機関の設置を提案する意向を示したことを歓迎し、締約国に対し、可能な限り早期に、かつ1991年のパリ原則および委員会の一般的意見第10号にしたがって同機関を設置するよう促す。

39. 委員会は、締約国に対し、規約第2条2項に掲げられた差別の禁止の原則は絶対的な原則であり、客観的な基準にもとづく区別でないかぎりいかなる例外の対象ともなりえないという委員会の立場に留意するよう要請する。委員会は、締約国がこのような立場にしたがって差別禁止立法を強化するよう強く勧告するものである。

(社会権規約 NGO レポート連絡会議訳)

◆人種差別撤廃委員会 (CERD/C/304/Add.114, 27 April 2001)

10. 委員会は、締約国の法律においてこの条約に関連する唯一の規定が憲法第 14 条であることを懸念する。この条約が自動執行性を有さないという事実を考慮し、委員会は、とくに条約第 4 条および第 5 条の規定に従い、人種差別を禁止する特別法の制定が必要であると信ずる。

12. 人種差別の禁止一般に関し、委員会は、さらに、人種差別それ自体が刑法において明示的かつ十分に犯罪とされていないことを懸念する。委員会は締約国に対して、その国内法秩序においてこの条約の諸規定を完全に実現することを検討すること、ならびに、人種差別を犯罪とするよう確保すること、およびいかなる人種差別行為に対しても権限のある国内裁判所および他の国家機関を通じて効果的な保護と救済措置を利用する機会を確保することを勧告する。

(IMADR-JC 訳 村上正直監訳)

◆女性差別撤廃委員会 (CEDAW/C/2003/II/CRP.3/Add.1/Rev.1, 18 July 2003)

37. 委員会は、2002 年 3 月に、政府が人権擁護法案を国会に提出したことを肯定的に受け入れる一方、法務省管轄下での設置が提案されている人権委員会の独立性について懸念する。

38. 委員会は、人権擁護法案により提案されている人権委員会が独立した機関として、女性の人権に適切に取り組めるように、人権の伸張および保護のための国内機関の地位に関する原則(1993 年 12 月 20 日国連総会決議 48/134 付属文書、いわゆる“パリ原則”）」に沿って設置されることを勧告する。

(日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク (JNNC) 訳)

◆子どもの権利委員会 (CRC/C/15/Add.231, 30 January 2004)

14. 委員会は、条約の実施を監視する独立したシステムが全国規模で存在しないことを懸念する。同時に委員会は、3つの自治体が地方オンブズマンを設置したという情報、および、人権委員会の設置に関する法案が再提出される予定であるという情報を歓迎するものである。法案においては法務大臣の監督下にある人権委員会が構想されているという代表団の情報に照らし、委員会は、同機関の独立性について懸念する。加えて委員会は、計画されている人権委員会には条約の実施を監視する明示的な権限が与えられていないことを懸念するものである。

15. 国内人権機関に関する一般的意見 2 号に照らし、委員会は締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- a) 計画されている人権委員会がパリ原則 (総会決議 48/134) にしたがって独立した効果的機構となることを確保するため、人権擁護法案を見直すこと。
- b) 人権委員会が、条約の実施を監視するという明確に定義された権限を有し、子どもからの苦情について子どもに配慮した方法で迅速に対応し、かつ、条約にもとづく権利の侵害に対して救済を提供することを確保すること。
- c) 自治体における地方オンブズマンの設置を促進し、かつ、人権委員会が設置されたときにはこれらの地方オンブズマンが同委員会と調整するための制度を確立すること。
- d) 人権委員会および地方レベルのオンブズマンが、十分な人的および財政的資源を提供され、かつ子どもが容易にアクセスできるものとなることを確保すること。

(平野裕二訳)

2003年12月9日

自由民主党総裁
小泉 純一郎 様

日本における国内人権委員会の設置に関して

国内人権委員会の設置に関する国会の取り組みに関連して、お手紙を差し上げます。アジア太平洋国内人権機関フォーラム（APF）はこの2年間、この問題に強い関心を持ち、その経過を追ってまいりました。

APFは、アジア太平洋地域の12カ国の国内人権機関が加盟している、独立した非営利団体です。各国国内機関に対し、相互の経験から学びあい、立場を相互に強化し、そして地域の人権の保護と促進に貢献するための機会を持続的に提供しています。APFに関する更なる情報は、ウェブサイトをご覧ください。（www.asiapacificforum.net）

APFは、日本で12月8日に開催された「国内人権機関に関するアジア太平洋地域専門家ワークショップ」や、9日の「国内人権機関に関するアジア太平洋地域セミナー」を含む、一連のワークショップやセミナーに招待されました。これらの会合は、日本の市民社会団体が主催するもので、反差別国際運動（IMADR）がAPFの参加を可能にしてくださいました。

人権擁護法案について

2002年3月の人権擁護法案の閣議決定以来、APFは、国内人権委員会の設置に向けた動向について反差別国際運動（IMADR）や日本弁護士連合会、人権フォーラム21など、いくつかの日本の団体から情報提供を受けてきました。そして私たちは、この法案が衆議院解散の結果廃案になったにも関わらず、2004年初旬に改正法案が再度提出される可能性があるかと理解しております。APFは国内人権機関設置のためのイニシアティブを歓迎するとともに、必要に応じ、設置過程における支援あるいは助言を喜んで提供させて頂きたいと思っております。

今後の展開について

ここ数年において日本は、政府および市民社会代表者双方によって、APFの年次会合への参加を続けています。国内人権委員会を設置するための法案が来年再提出され、その新設機関による当機関への入会が認められた場合には、APFは、その参加を歓迎いたします。

国内人権機関はAPFの会員になることができますが、他方、政府やNGOはオブザーバーとなります。APFの正式メンバーとなるには、当該の国内人権委員会が「国内人権機関の地位に関する原則」（パリ原則）に定められている最低限の基準を満たしていることが求められ、メンバーシップ（会員制度）に関するあらゆる意思決定は、APFの意思決定機関であるフォーラム評議会に委ねられています。

APFは、人権擁護法案によって提案されている国内人権委員会の独立性と権限に関するいくつかの懸念事項を認識しています。この件に関して、小泉総裁並びに貴党の関係各位とさらに詳細に議論する機会があれば、それを歓迎したいと考えております。

ご検討のほど、よろしくお願いたします。

アジア太平洋国内人権機関フォーラム
事務局長 キエレン・フィッツパトリック

「人権侵害救済法」(仮称) 法案要綱・試案

2004年3月1日 初版第1刷 発行

2004年4月12日 初版第2刷 発行

編集・発行 部落解放・人権政策確立要求
中央実行委員会

〒106-0032 東京都港区六本木3-5-11

松本治一郎記念会館内

TEL 03-3586-7007

(実費頒価)